

認め合い ともに創り 支えあうまち

第2次 かみさと 男女共同参画推進プラン



平成26年12月

上 里 町

男女共同参画社会を 実現するために



上里町の男女共同参画施策はこれまで、平成7年3月「上里町女性行動計画」に始まり、平成11年には男女共同参画を推進するための拠点として「女性センター（ウイズ・ユース上里）」を開設し、さらに、平成13年には「男女共同参画都市宣言」、平成15年には「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を目指し様々な政策展開を図ってまいりました。

さらに、「かみさと男女共同参画推進プラン」を平成22年1月に策定し、平成23年11月には、国の「第3次男女共同参画基本計画」を受け一部改訂し、男女共同参画推進のための施策を総合的に推進してまいりました。

今後は、「第2次かみさと男女共同参画推進プラン」に基づき、配偶者等からの暴力の根絶、家庭生活・地域活動の両立支援など、さまざまな社会情勢の変化への対応はもちろんのこと、社会のあらゆる場で男女が対等に参画できる社会を築くために各施策の積極的な推進に努めてまいります。

男女共同参画社会の実現には、町民の皆様をはじめ、団体や事業者との連携が必要です。今後も皆様方の更なるご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました上里町男女共同参画推進審議会の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年12月

上里町長 関根孝道

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
	(1) 世界の動向	2
	(2) 国における取組	3
	(3) 埼玉県における取組	4
	(4) 上里町における取組	5
3	計画の性格	6
4	計画の期間	6

第2章 男女共同参画を取巻く上里町の現状と課題

1	上里町の現状	
	(1) 人口・世帯数の動向	7
	(2) 少子高齢化の進行	10
	(3) 就業に関する現状	12
	(4) 審議会等における女性の参画状況	17
	(5) 配偶者等からの暴力の発生状況	19
	(6) 男女共同参画に関する意識調査結果	21
2	課題の取りまとめ	
	(1) 男女の平等感と性別役割分担意識	25
	(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	26
	(3) 労働と生活	26
	(4) 全般(まとめ)	27

第3章 施策体系

1 施策体系	29
--------	----

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	31
課題【1】男女共同参画に関する意識啓発の推進	32
課題【2】男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進	33
課題【3】あらゆる暴力の根絶	34
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画をすすめる環境づくり	36
課題【1】政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画	36
課題【2】男女の家庭生活と地域活動との両立支援	37
課題【3】働く場における男女共同参画の推進	39
課題【4】国際交流の促進	41
基本目標Ⅲ 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり	42
課題【1】生涯を通じた健康支援の推進	42
課題【2】安心して暮らせる生活への支援	44
課題【3】地域社会における男女共同参画の促進	45
基本目標Ⅳ 計画の推進	
課題【1】推進体制の確立	46

参考資料

【1】 法令等	
1 男女共同参画社会基本法	51
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	62
4 埼玉県男女共同参画推進条例	64
5 上里町男女がともに輝く町づくり条例	67
【2】 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）	71
【3】 名簿	77

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

上里町は、平成7年3月「上里町女性行動計画」を策定し、これに基づき様々な男女共同参画施策を展開してきました。平成15年度「上里町男女がともに輝く町づくり条例」^{※1}を制定し、男女共同参画社会^{※2}へ向けての全町的な機運の醸成に努めてきました。

さらに、平成22年1月には「上里町女性行動計画」の延長を経て「かみさと男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画推進に係る施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識^{※3}は依然として根強く、社会制度や慣行など社会のあらゆる場で男女が対等に参画できる社会を築くには、多くの課題が残されています。

国においては、平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」^{※4}（以下「DV^{※5}防止法」という。）、平成21年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）を改正するなどの関係法令の整備を行うとともに、平成22年12月「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

さらに、平成24年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）を改正し、平成25年に「DV防止法」を改正し、適用対象を拡大しました。

このような中、平成24年3月に策定されました「上里町総合振興計画後期基本計画」に基づき、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進するための指針として新たに策定するものです。

※1 上里町男女がともに輝く町づくり条例：参考資料P67参照

※2 男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※3 性別による固定的な役割分担意識：性の違いによって、家庭、職場等あらゆる生活の場面で分担する領域が異なっているとする固定観念のことをいう。一般的には「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性は初めからその役割が異なっている、というような性別による役割付けを肯定する考え方。

※4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：参考資料P54参照

※5 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係で行われる暴力で、身体的・精神的・性的暴力がある。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動向

世界の国々では、国連を中心に女性問題への取組が行われてきました。

国連は、男女平等の促進等を目標に、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」、また昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)を「国連婦人の10年」と決めました。国際婦人年には、女性の地位向上のため第1回女性会議を開催し、「世界行動計画」^{※6}を策定しました。さらに国連婦人の10年の最終年には、平成12年(2000年)に向けた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」^{※7}を採択しました。

また、「世界人権宣言」(1948年)、「人種差別撤廃条約」(1965年)、「国際人権規約」(1966年)、「女性差別撤廃条約」(1979年)、「子どもの権利条約」(1989年)といった女性や人権に関わる文書を次々と採択しています。

平成7年(1995年)に、中国の北京で開催された第4回世界女性会議では、21世紀に向けての女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、この行動綱領は、「女性のエンパワメント^{※8}に関するアジェンダ(予定表)」と位置づけられています。

平成12年(2000年)には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」^{※9}が開催され、各国が今後の取るべき行動などを盛り込んだ「政治宣言」と「成果文書」が採択され、男女共同参画の推進は国際的な大きな流れとなっています。

平成17年(2005年)、これらの行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「第49回国連婦人の地位委員会(通称:北京+10)」が開催され、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

平成19年(2007年)12月に、第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択され、また、平成20年(2008年)2月に、第52回国連婦人の地位委員会が開催され合意結論として「ジェンダー^{※10}平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」が採択されました。

平成22年(2010)、第54回国連婦人の地位委員会(通称:北京+15)が開催され、宣言及び行動綱領や成果文章の実施状況の評価について、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

※6 **世界行動計画**:すべての国連加盟国政府及び、マスメディア、労働組合、学校等に対し、従来の固定観念の洗い直しを要求し、性別役割分業の社会通念打破を目的とする。

※7 **婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略**:通称、ナイロビ将来戦略。「国連婦人の10年」の目標達成のため、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長した。女性の地位向上を妨げている障害を具体的に指摘し、その克服のためになすべき国内措置を提示している。

※8 **エンパワメント**:「力をつけること」を意味し、この場合は、社会が女性に対して持っている認識や、女性の役割りの決められ方を変える力を持つこと。

※9 **女性2000年会議**:2000年6月、ニューヨークの国連本部で開催された。会議では1995年の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況の評価と、新たにとるべき行動とイニシアティブについて討議された。

※10 **ジェンダー**:社会的・文化的性別。人間が生まれつき持っている生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会的、文化的につくられた「男性像」「女性像」に当てはめられる性別のことをジェンダーという。

(2) 国における取組

わが国では、世界の動きを受入れ、昭和50年（1975年）の国際婦人年以降に女性問題への本格的な取組がなされるようになりました。

昭和52年（1977年）には、世界行動計画を受けて、女性の人権の保障と地位向上のための「国内行動計画」、10年後の昭和62年（1987年）には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されるなど、主に国連の影響によって進められてきました。

また、昭和60年（1985年）には「女子差別撤廃条約」の批准と、「男女雇用機会均等法」の制定がなされました。

平成6年（1994年）、全閣僚をメンバーとする男女共同参画推進本部が設置され、その後平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」^{※11}が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や国・地方公共団体及び国民の責務と、施策の基本となる事項等が明らかにされました。

平成12年（2000年）には、この基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会形成を総合的かつ効果的に図っていくこととなり、平成17年（2005年）「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この他、平成13年（2001年）「配偶者暴力防止法」が制定され、平成16年（2004年）に被害者の自立支援明確化の観点から改正されました。また、平成18年（2006年）には「男女雇用機会均等法」が改正され、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれることとなりました。

平成19年（2007年）には、「配偶者暴力防止法」が改正され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されました。

また、同年12月のワーク・ライフ・バランス^{※12}推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取組を進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、平成20年（2008年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

平成22年（2010年）、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など新たに重点分野を設定し、この計画を実効性のあるアクションプランとするために成果目標が設定されました。

※11 男女共同参画社会基本法：参考資料P51参照

※12 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環をもたらす、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要とされる。

(3) 埼玉県における取組

埼玉県は、昭和 55 年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定し、女性の地位向上の出発点としました。

その後、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保し、ともに責任を負う男女共同参画社会の確立を目指して「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成 12 年には、全国に先がけて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく初めての男女共同参画に関する基本的な計画として、平成 14 年（2002 年）「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、平成 18 年（2006 年）には見直しを行い、男女の人権が尊重され、活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現に向けた施策を推進しています。さらに、「配偶者暴力防止法」の一部改正を受けて、平成 18 年（2006 年）に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成 19 年（2007 年）には、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」の一部見直しを行いました。

なお、平成 14 年（2002 年）には、埼玉県の男女共同参画社会づくりの総合拠点となる「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が開設され、男女共同参画に関する様々な情報収集や相談事業、学習・研修活動の場として幅広く県民に利用されています。

平成 20 年（2008 年）、子育て期の女性の再就職を支援するため、「埼玉県女性キャリアセンター」が「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」内に開設されました。平成 21 年（2009 年）には「DV 防止法」の一部改正を受け、若年者への啓発、市町村の計画策定への支援などを盛り込んだ「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）」が策定されました。

平成 24 年（2012 年）、「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 24～28 年度）及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」が策定されました。また、働く場における女性の活躍を支援するため、産業労働部にウーマノミクス^{※13}課が設置されました。

※13 ウーマノミクス：ウーマン＋エコノミクスの造語 女性の活躍によって経済を活性化すること。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方。

(4) 上里町における取組

上里町では、平成4年度から3年間、埼玉県男女平等モデル市町村推進事業の指定を受けたことを契機として、男女共同参画事業の推進を始めました。

平成7年3月、上里町女性行動計画の基本理念を制定。その行動計画にのっとり、平成11年7月に埼玉県でもいち早くオープンした女性センター(ウィズ・ユー上里)を拠点に、オープン記念講演会、各種男女共同参画セミナー、生涯学習女性行政推進講演会、女性週間記念講演会、男性塾、家庭教育学級、CAP研修会等積極的な活動を展開し、また同時に、県内でも唯一の公募による女性センター支援グループを設置し、独自の自主企画講座も立ち上げました。

同年4月、機構改革により女性問題を所管する組織、女性青少年課を新設し、平成13年11月には男女がともに人権を尊重し、心豊かな活力あふれる上里町の実現のための「男女共同参画都市」を宣言し、翌平成14年度において内閣府の奨励事業を受け「男女共同参画記念式典」を開催しました。

平成15年6月「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を施行し、さらに同年9月には、町内で活動している15の女性団体が、お互いの立場を尊重しながら互いの連携を密にし、男女共同参画社会の実現と福祉の増進をめざし、心豊かな活力あふれる地域社会づくり、また、それぞれの団体活動がより活性化し、あらゆる分野に活躍できる社会を実現するために女性団体連絡協議会を設立しネットワーク化を図りました。

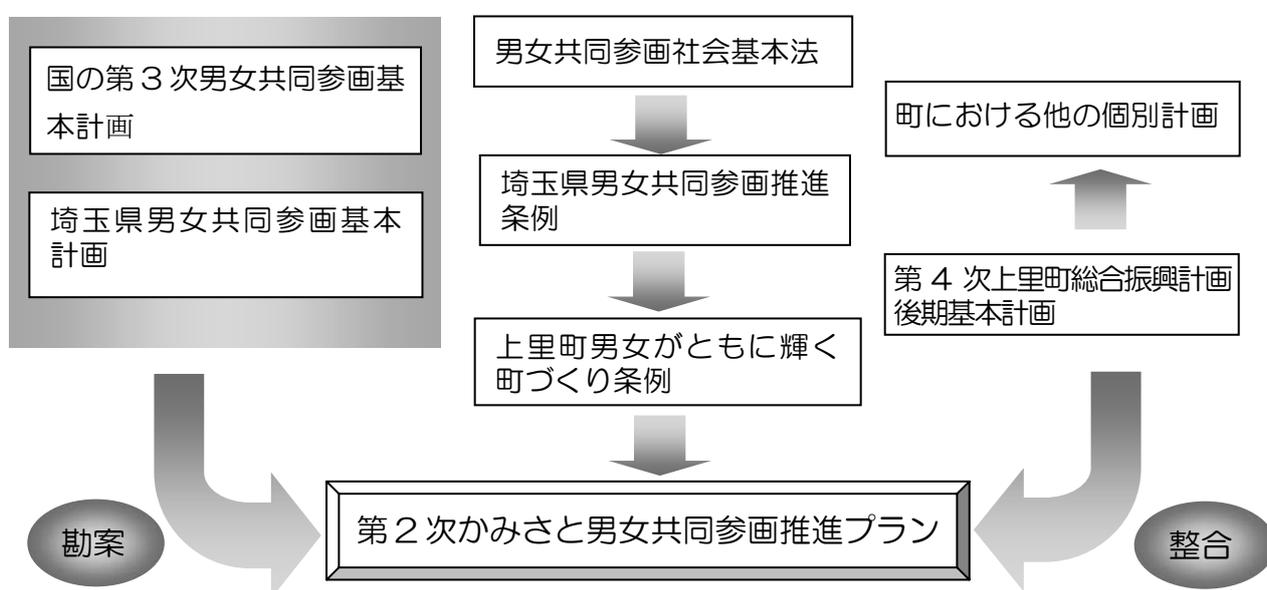
以来、町では毎年男女共同参画週間講演会や各種セミナー、講座の開催、そして情報紙「ウィズ・ユーあなたとともに」や啓発リーフレットの発行等を通して啓発事業を行い、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってまいりました。

平成22年1月、「第4次上里町総合振興計画」に基づき、基本法等を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策展開の指針として「かみさと男女共同参画推進プラン」(平成21~25年度)を策定しました。同年5月1日には女性の施策の進展、社会情勢の変化等により名称を「上里町女性センター」から「上里町男女共同参画推進センター」に変更し記念企画講演会を開催しました。

平成23年11月、国の「第3次男女共同参画基本計画」を受け、地域社会における男女共同参画の促進を図るため、平成23年11月、「かみさと男女共同参画推進プラン」を一部改訂し、新たな取組を必要とする分野(環境・防災・まちづくり・観光)を盛り込みました。

3 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。
- (2) 本計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」、及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- (3) 本計画は、「第4次上里町総合振興計画後期基本計画」や町における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに「上里町男女がともに輝く町づくり条例」に基づき策定するものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度（2014年）から平成30年度（2018年）までの5年間とし、社会情勢や男女共同参画を取巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 男女共同参画を取巻く上里町の現状と課題

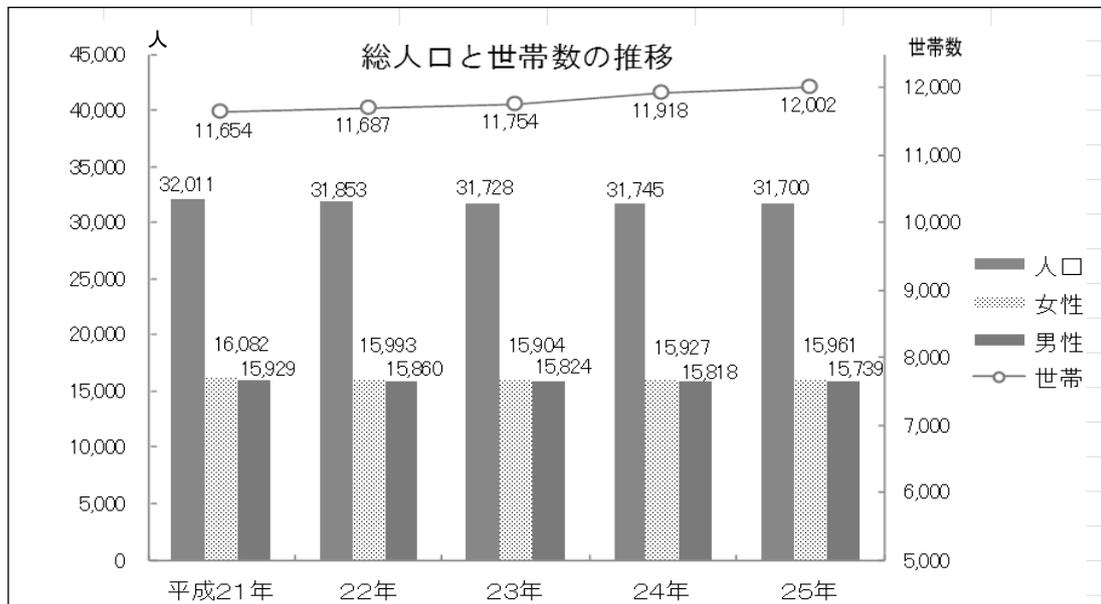
1 上里町の現状

(1) 人口・世帯数の動向

①人口と世帯数の推移

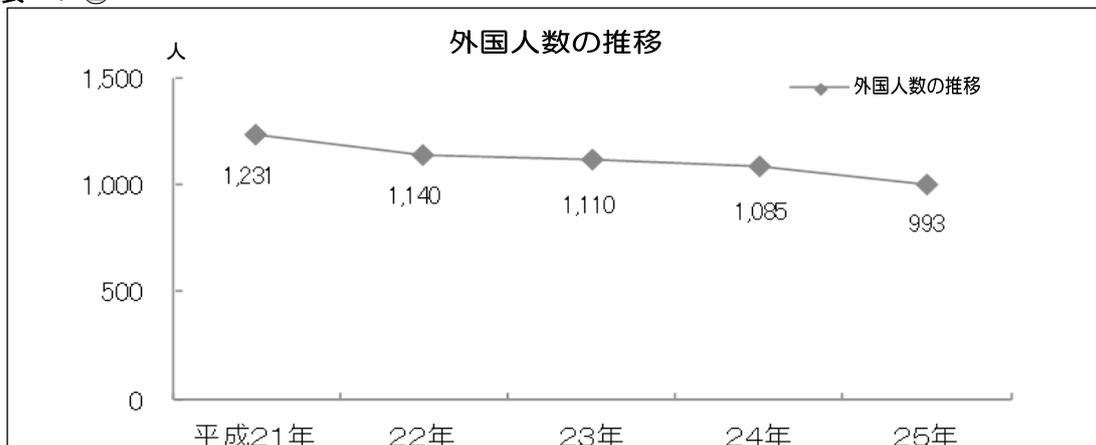
本町の総人口は、近年5年間に於いて漸減傾向にあります。世帯数は年々増加しています。平成25年3月31日現在の総人口31,700人の男女別は、男性15,739人、女性15,961人で、女性が222人多くなっています。なお、外国人数は平成20年を境に年々減少傾向にあります。

図表-1-①



(各年3月31日現在)

図表-1-②

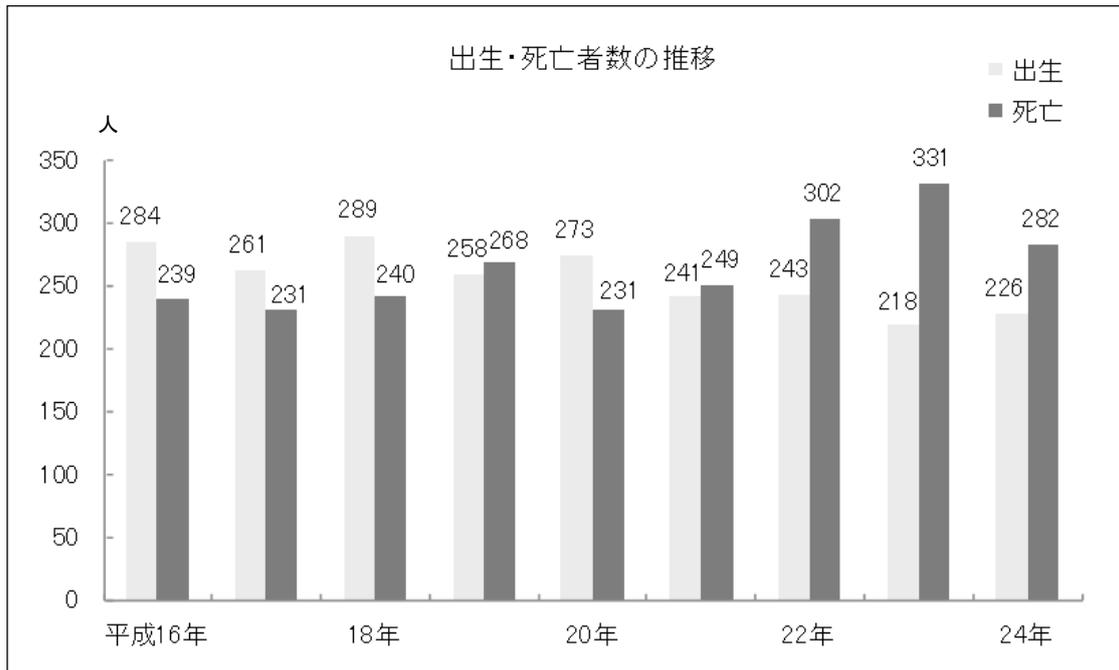


(各年3月31日現在)

②出生・死亡者数の推移

本町の年度ごとの出生・死亡者数の推移を見ると、平成20年度まではおおむね出生数が死亡数を上回っていましたが、平成21年度からは死亡者数が出生数を上回っています。

図表－2

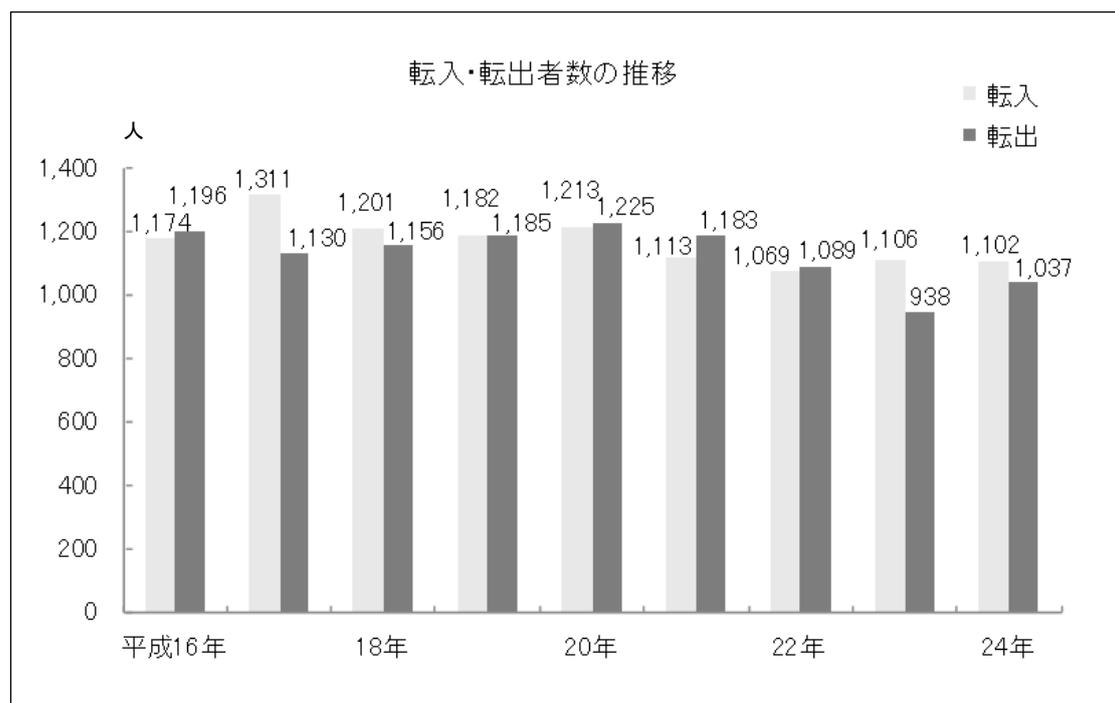


資料：上里町住民基本台帳

③転入・転出者数の推移

本町の年度ごとの転入・転出者の推移を見ると、平成19年度以降は転出者が転入者を上回っていますが、平成23・24年度は転入者が転出者を上回っていることがわかります。

図表－3

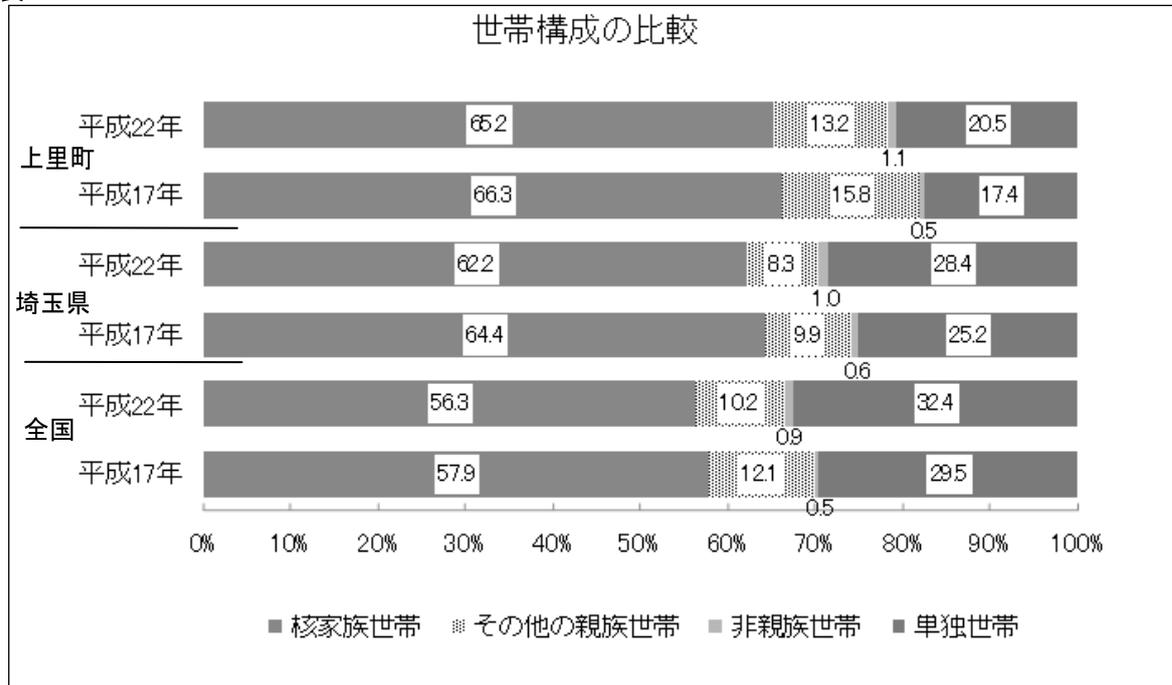


資料：上里町住民基本台帳

④世帯構成

本町の世帯構成は、「核家族世帯」※14が県や全国の比率を上回っていますが、「その他の親族世帯」※15の比率は減少傾向にあります。また、「単独世帯」※16の比率は増加傾向にあり、県や全国と同様な伸びを示していることがわかります。

図表－4



資料:平成17年・22年国勢調査

図表－5

世帯数の推移

		核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯※17	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計
平成22年	世帯数	7,089	1,432	122	2,224	202	29	10,867
	構成比%	65.2%	13.2%	1.1%	20.5%	1.9%	0.3%	100.0%
平成17年	世帯数	6,748	1,609	48	1,767	181	27	10,172
	構成比%	66.3%	15.8%	0.5%	17.4%	1.8%	0.3%	100.0%

資料:平成17年・22年国勢調査

※14 核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と子ども、男親又は女親と子どもから成る世帯。

※15 その他の親族世帯：夫婦と親、夫婦と子どもと親、夫婦と他の親族（親や子ども以外）、兄弟姉妹のみから成る、他に分類されない親族から成る世帯。

※16 単独世帯：世帯人員が一人の世帯。

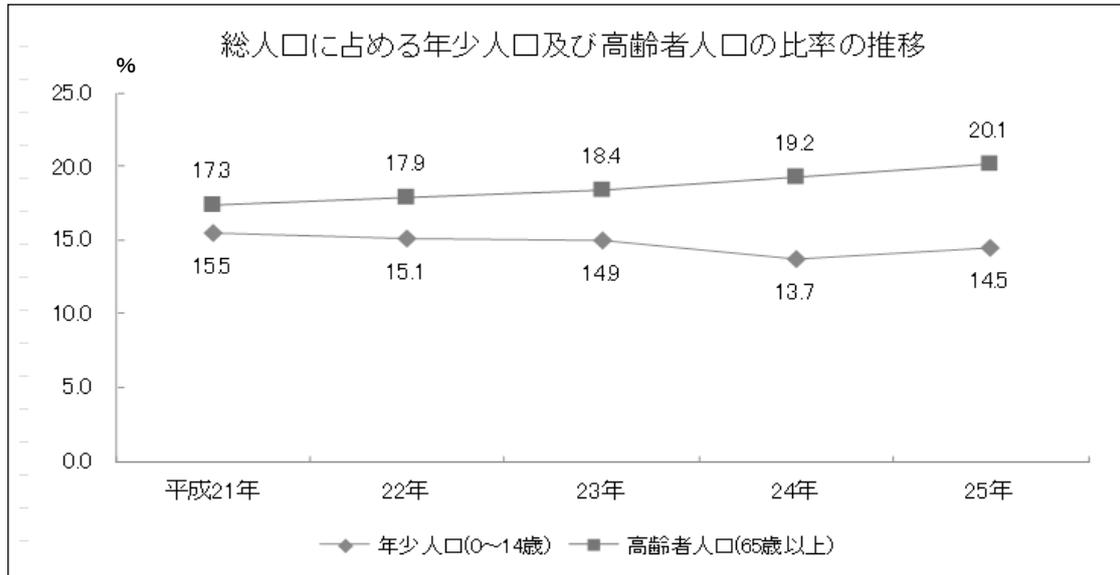
※17 非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

(2) 少子高齢化の進行

①総人口に占める年少人口及び高齢者人口の比率の推移

本町の年少人口と高齢者人口の総人口に占める比率の推移を見ると、近年5年間に於いて、常に年少人口より高齢者人口の比率が上回っており、その差は徐々に広がっています。

図表-6

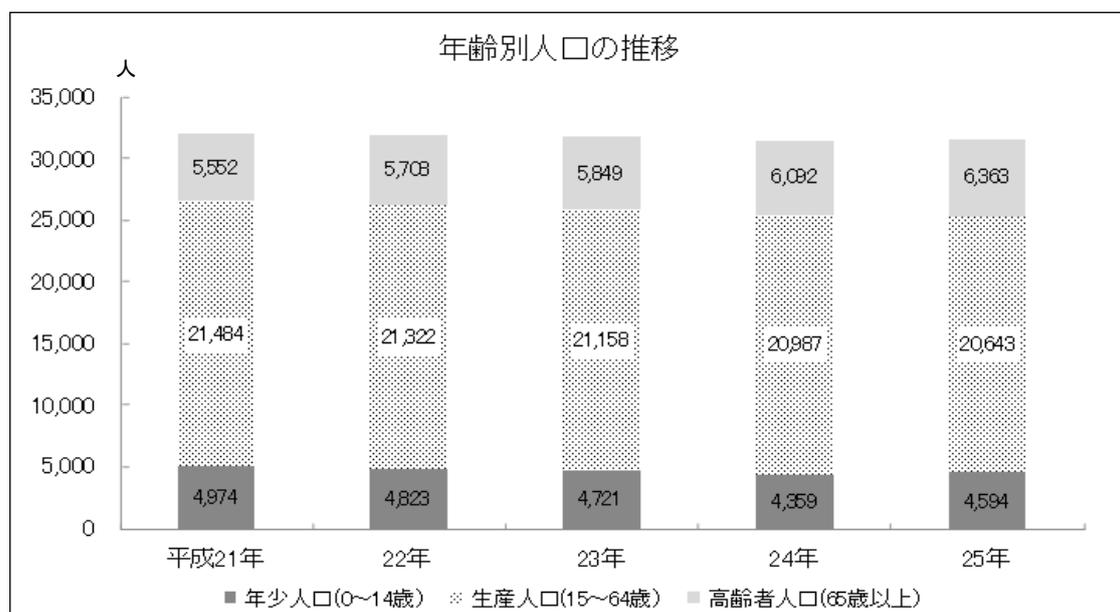


(各年3月31日現在)

②年齢別人口の推移

本町の平成25年3月31日現在の年少人口(0~14歳)は4,594人、生産年齢人口(15~64歳)は20,643人、高齢者人口(65歳以上)は6,363人となっており、年々、少子高齢化が進んでいます。

図表-7

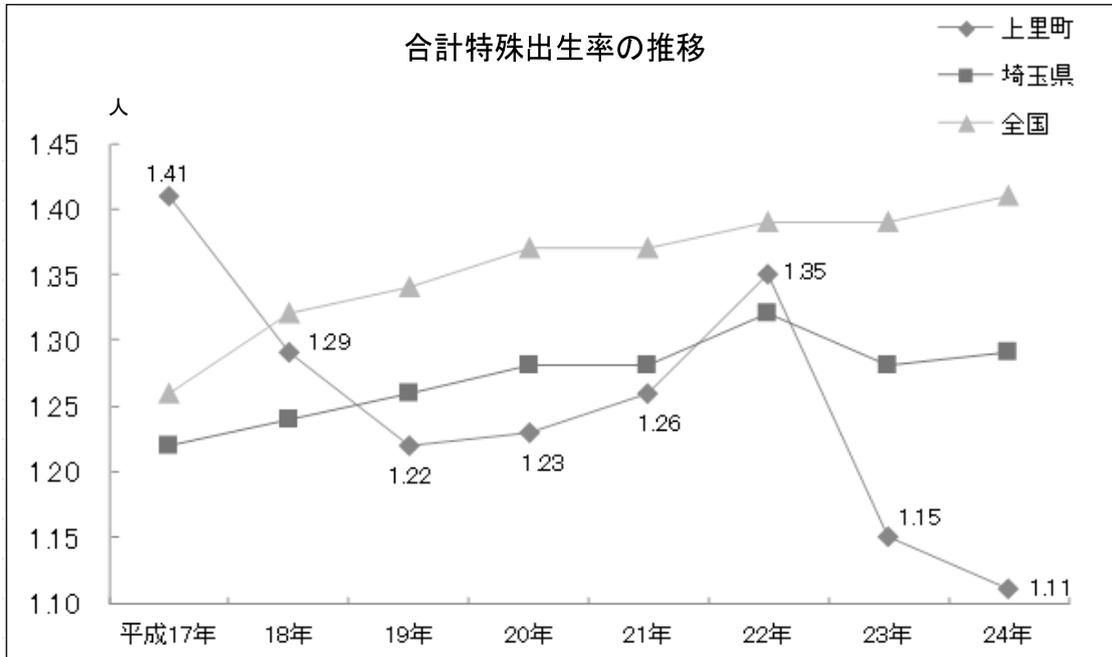


(各年3月31日現在)

③少子化の進行

本町の合計特殊出生率^{※18}は、平成19年から年々増加し、平成22年は1.35人まで回復しましたが、それ以降は年々減少し全国・埼玉県と比較しても低い状況となっています。

図表－8



資料：保健統計年報(埼玉県)・人口動態統計
 国勢調査(平成22年)は、日本人人口で算出



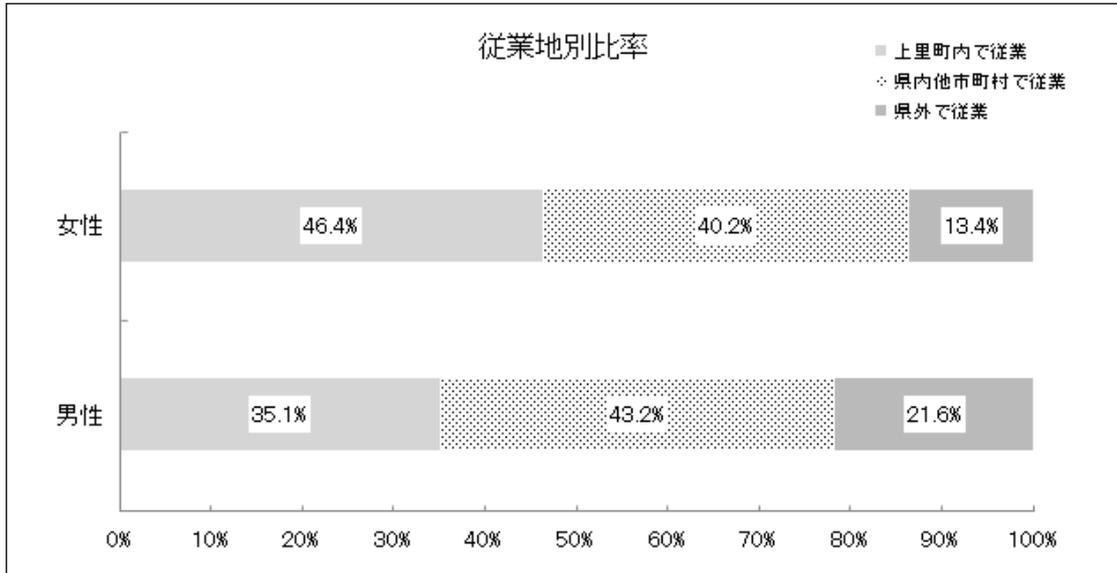
※18 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数

(3) 就業に関する現状

① 従業地

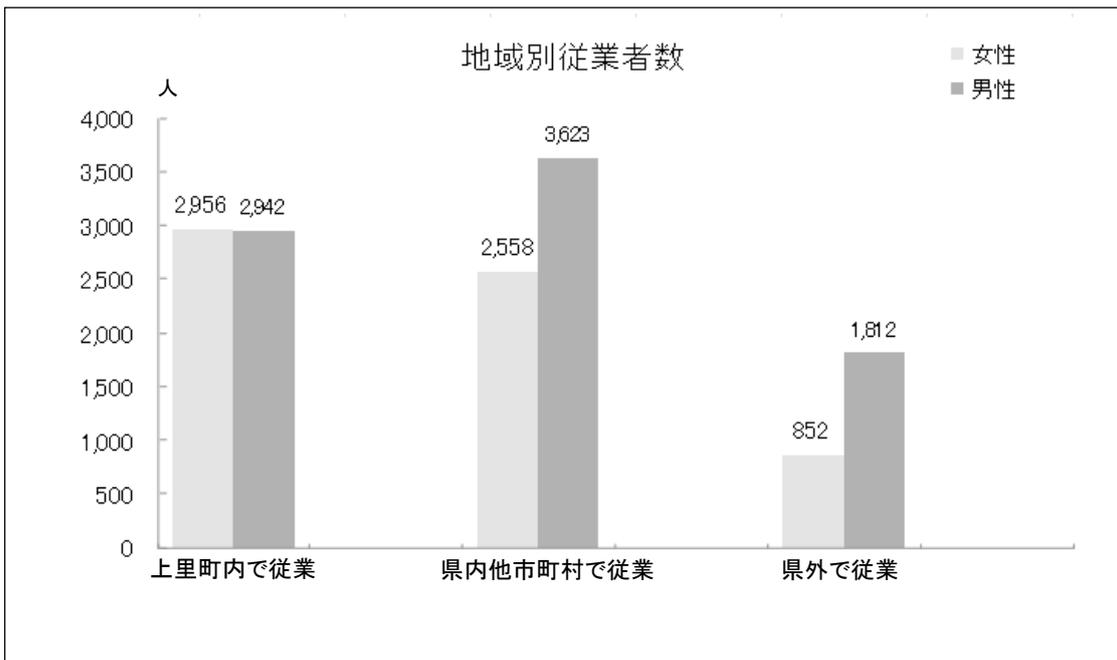
本町の就業者の従業地を見ると、特に女性は町内での従業が多く、約46.4%が町内で働いています。

図表－9



資料：平成22年国勢調査

図表－10

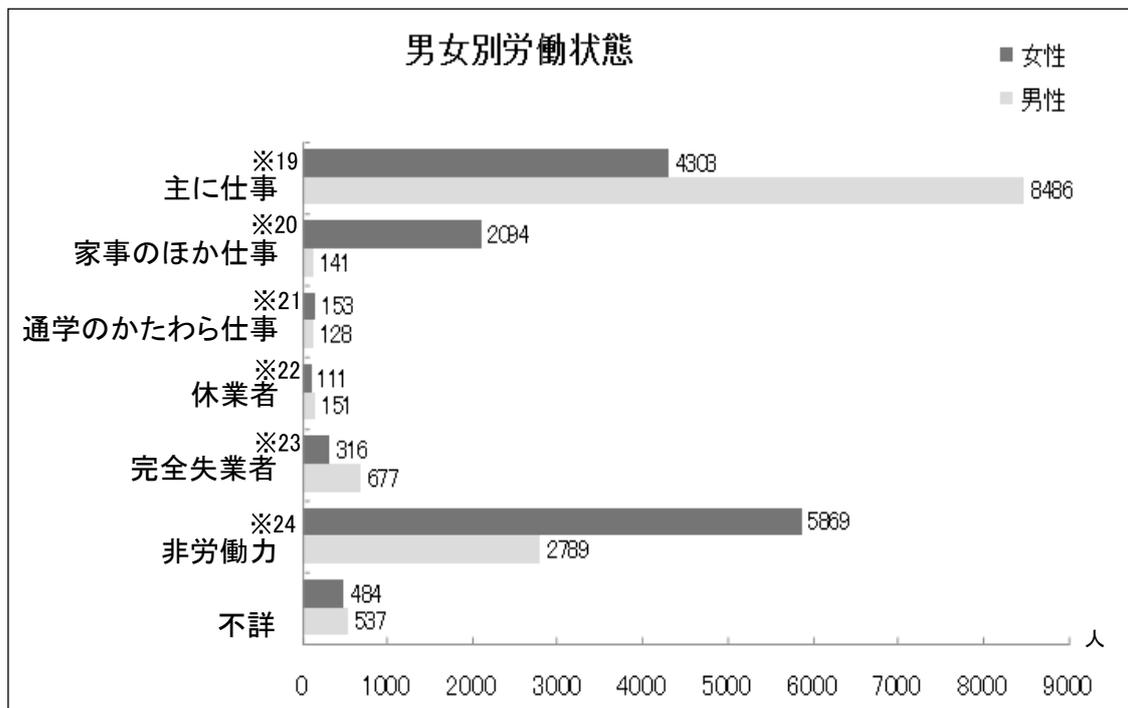


資料：平成22年国勢調査

②労働状態

本町の男女別労働状態を見ると、「主に仕事」をしている女性は男性のほぼ半分の状態ですが、「非労働力」については、反対に女性が男性の倍以上の結果になっています。また、「家事のほか仕事」も圧倒的に女性が多くなっています。

図表－11



資料：平成22年国勢調査

※19 主に仕事：主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合。

※20 家事のほか仕事：主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合。

※21 通学のかたわら仕事：主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合。

※22 休業者：勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めて30日未満、あるいは勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったかもらうことになっている場合。

※23 完全失業者：調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申込みなどして積極的に仕事を探していた人。

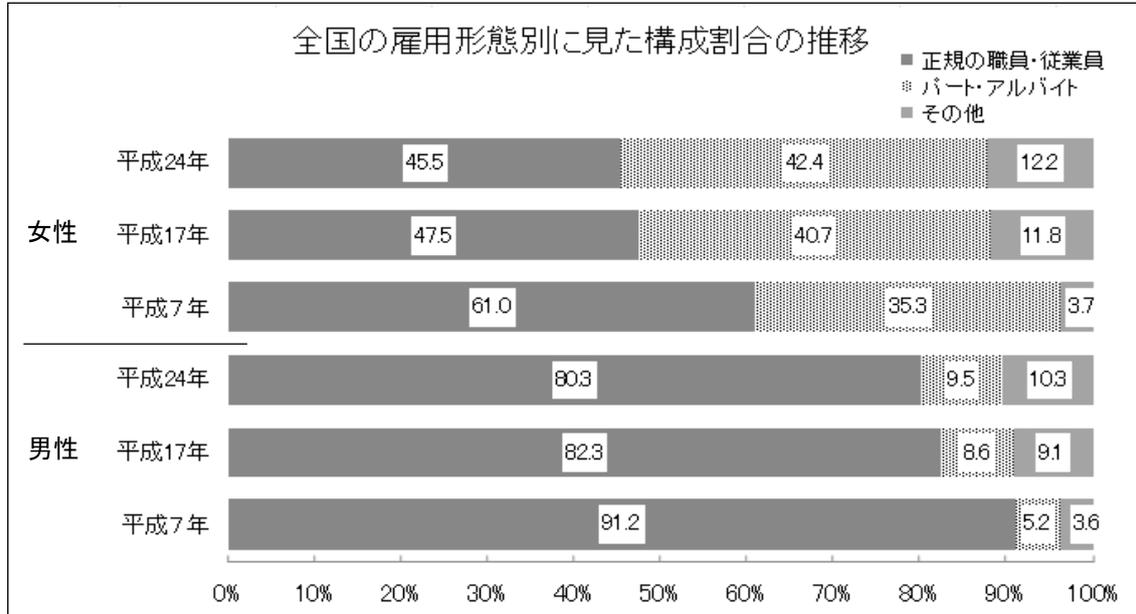
※24 非労働力：調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

③雇用形態

全国の雇用形態を見ると、男女とも正規の職員・従業員の比率が低くなってきており、逆にパート、アルバイト等の非正規雇用者の比率が増えつつあります。

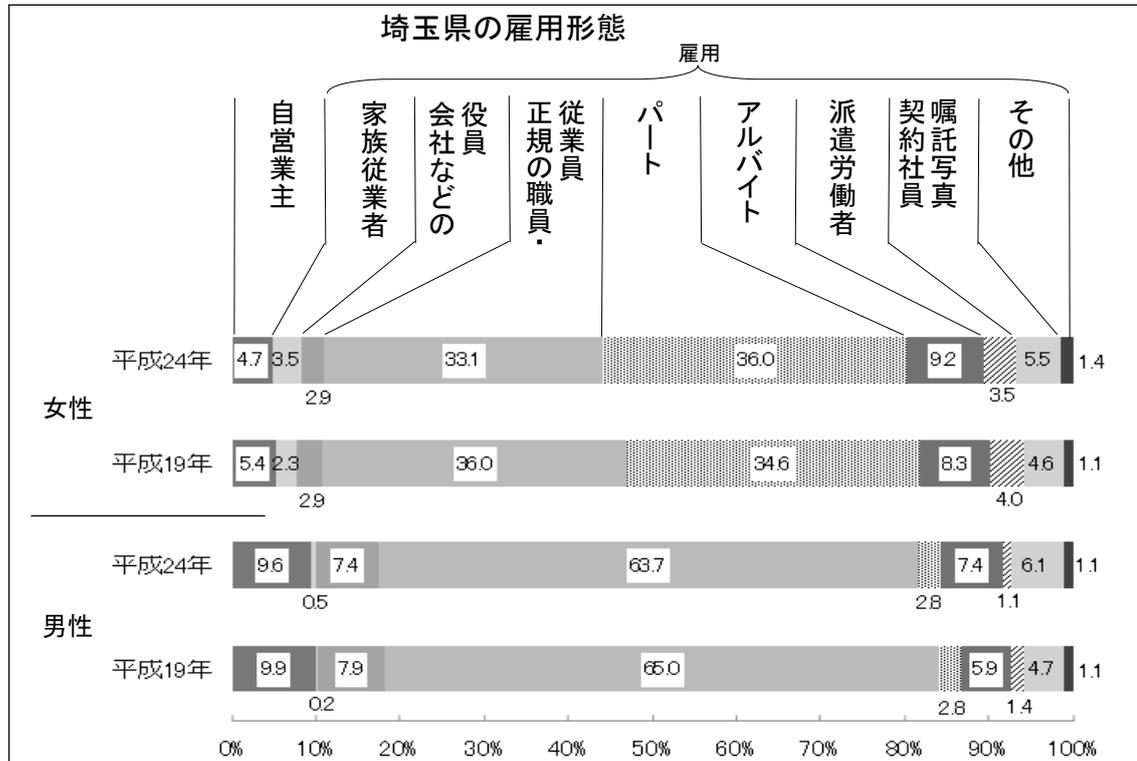
平成24年の女性を見ると、パート・アルバイト等（その他を含む）の非正規雇用者の比率が50%を超えており、平成24年の「埼玉県の雇用形態」の調査結果を見ても、女性はパート・アルバイト等（その他を含む）の非正規雇用者の比率が50%を超えています。

図表－12



資料：平成7年は総務省「労働力調査特別調査」、平成17年・24年は「労働力調査年報」

図表－13

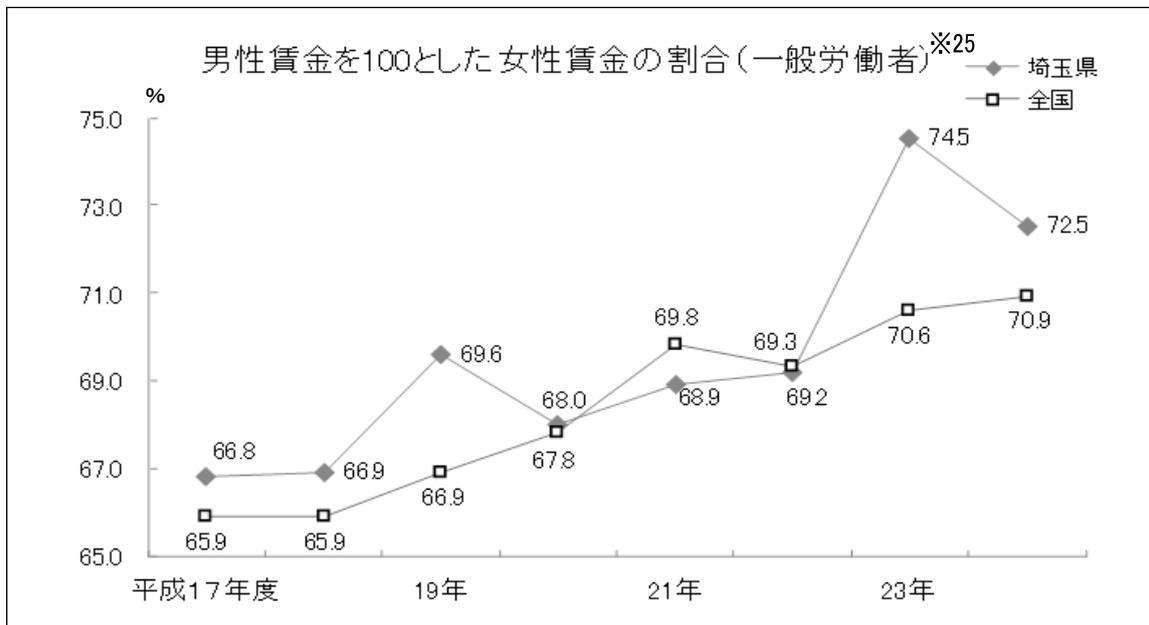


資料：総務省就業構造基本調査

④男女の賃金格差の推移

一般男性労働者の各年度の平均賃金水準を100とした場合、平成24年度の県の一般女性労働者の水準は72.5%となっています。

図表-14



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



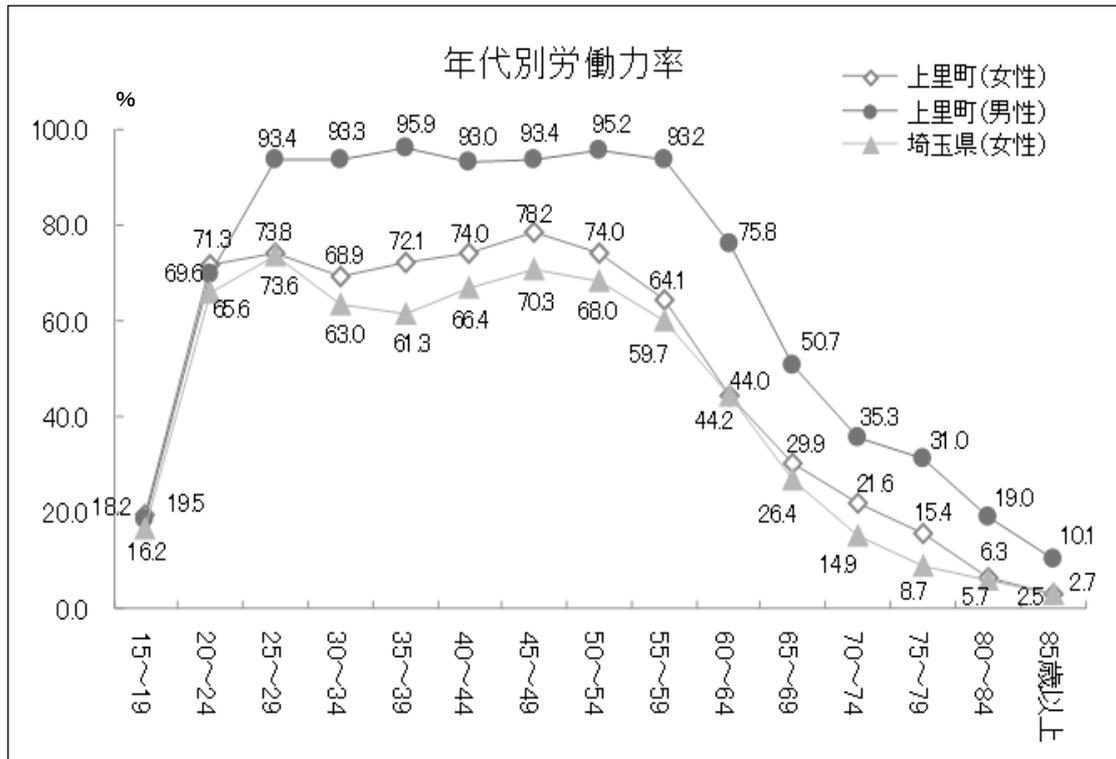
※25 一般労働者：所定労働時間が適用されている労働者であってパートタイム労働者を含まない労働者のこと。

⑤年代別労働力率

女性の年代別労働力率^{※26}を見ると、30歳代で一旦落ちこむ傾向が見られ、このグラフ形状から、「M字カーブ」と言われています。

本町の場合は、県よりもM字の底は浅くなっています。

図表－15



資料：平成22年国勢調査

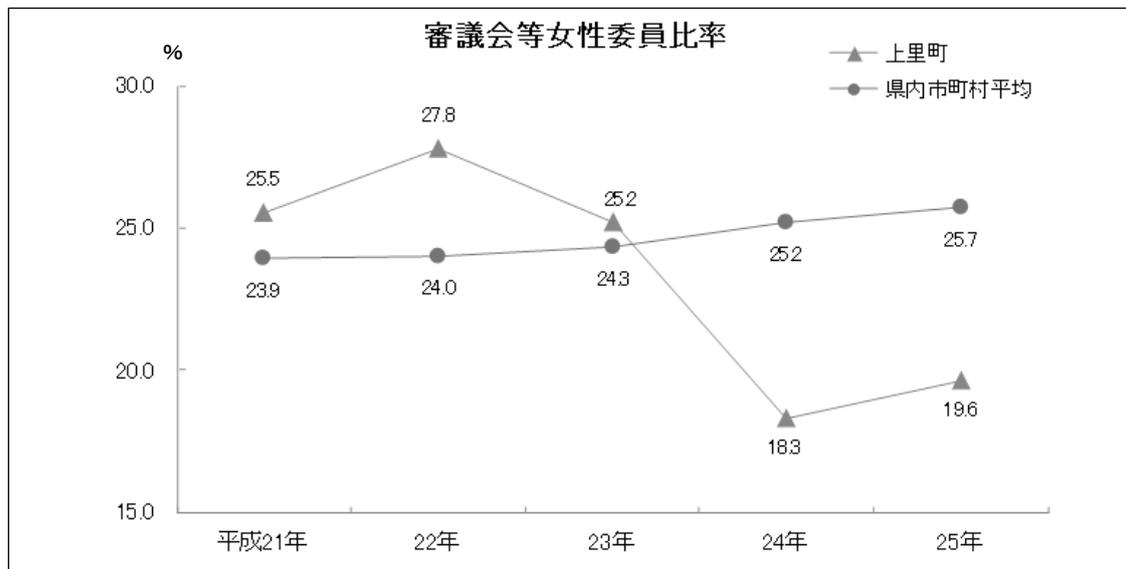
※26 労働力率：人口に占める働く人の割合

(4) 審議会等における女性の参画状況

① 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等

本町の総合振興計画では、審議会等における女性委員の比率を平成28年度までに40%とすることとしています。平成22年度には高い数値を示しましたが平成25年度は19.6%にとどまっています。

図表-16

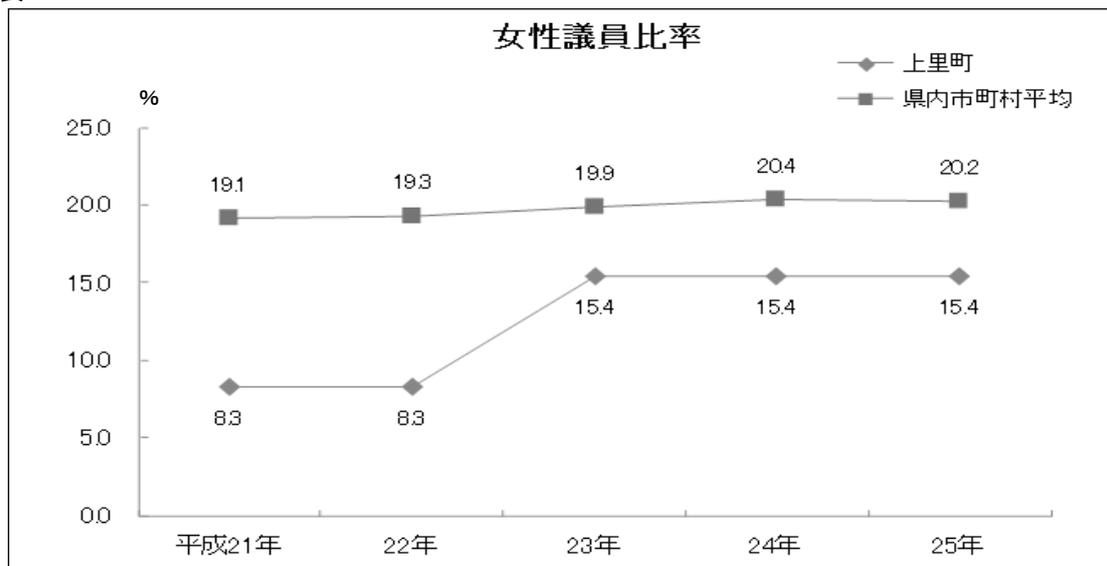


資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (各年度4月1日)

② 町議会議員

町議会議員については、平成25年度の本町の状況は、15.4%、県内市町村平均は20.2%になっており、県内市町村平均より4.8ポイント低い状況です。

図表-17

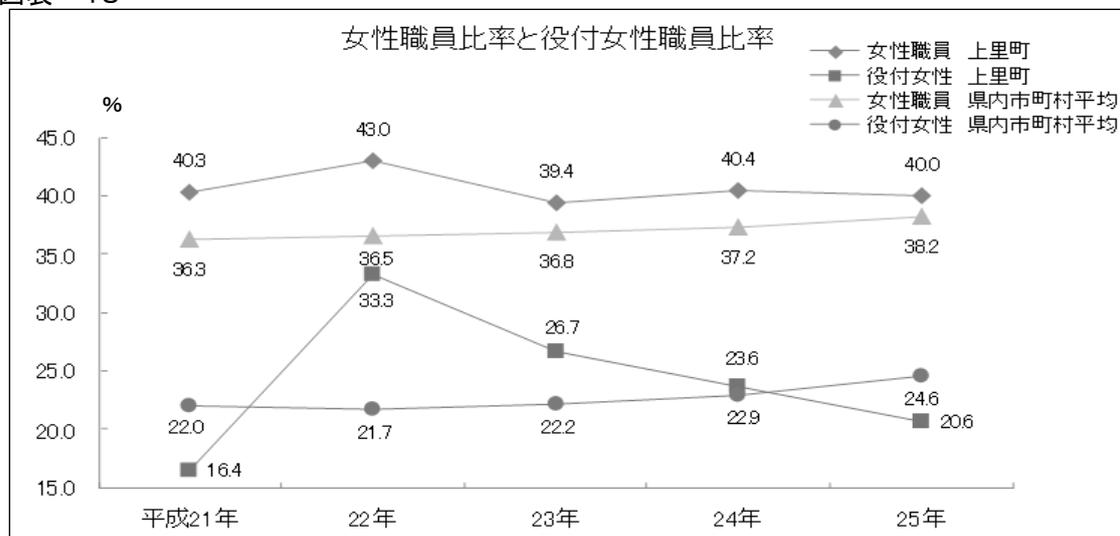


資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (各年度4月1日)

③自治体職員

平成 25 年度の本町職員に占める女性職員の比率は 40%で、県内平均より 1.8 ポイント高くなっていますが、役付女性職員^{※27}の比率は 20.6%で、県内平均より 4 ポイント大きく下回っています。

図表－18



資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告(各年度4月1日)

④自治会長（上里町では区長）

本町では、自治会長（区長）の中に占める女性の比率は 1.1%ですが、県内市町村合計に占める女性の比率は 4.1%です。

図表－19

市町村名	総数	うち女性	女性比率
上里町	94	1	1.1%
神川町	23	0	0.0%
美里町	23	0	0.0%
寄居町	67	0	0.0%
県内市町村合計	7,168	295	4.1%

資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告（平成25年4月1日）

※ 県内市町村合計はさいたま市を除く。

⑤社会教育委員

本町では、女性の社会教育委員は 33.3%で、県内市町村平均より 3 ポイント低くなっています。

図表－20

市町村名	総数	うち女性	女性比率
上里町	15	5	33.3%
神川町	15	3	20.0%
美里町	10	4	40.0%
寄居町	10	1	10.0%
県内市町村合計	833	302	36.3%

資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告（平成25年4月1日）

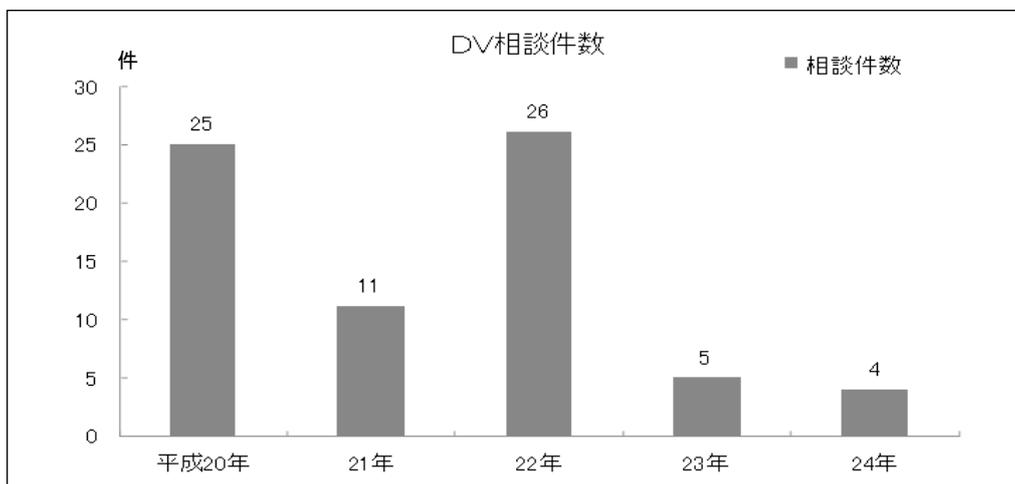
※27 役付女性職員：係長級以上の職員。

(5) 配偶者等からの暴力の発生状況

①ドメスティック・バイオレンス相談件数

本町では、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談件数は、平成 23 年度以降減少傾向にあります。

図表-21

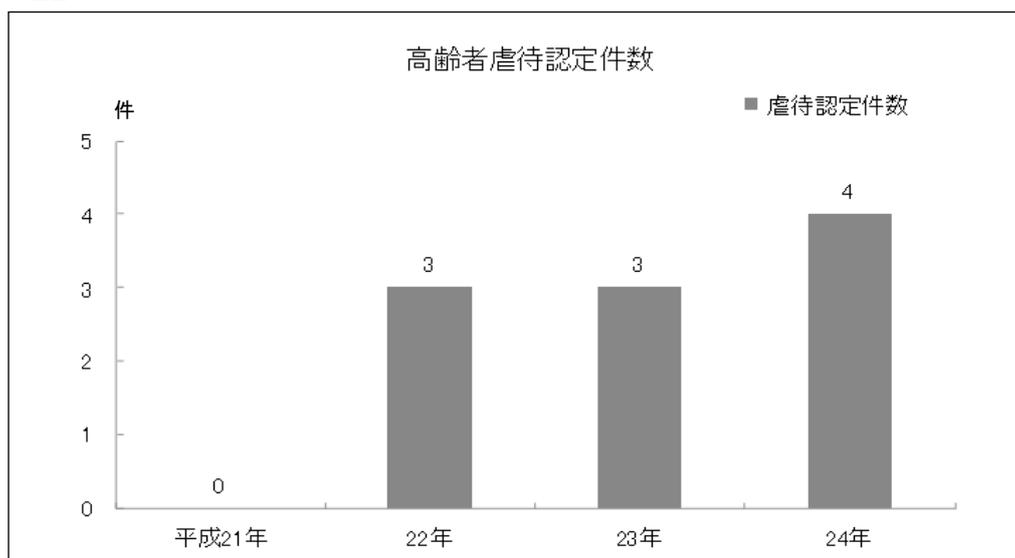


資料：子育て共生課

②高齢者虐待認定件数

本町の高齢者虐待認定件数は、平成 22 年度以降、ほぼ横ばい状態となっています。

図表-22

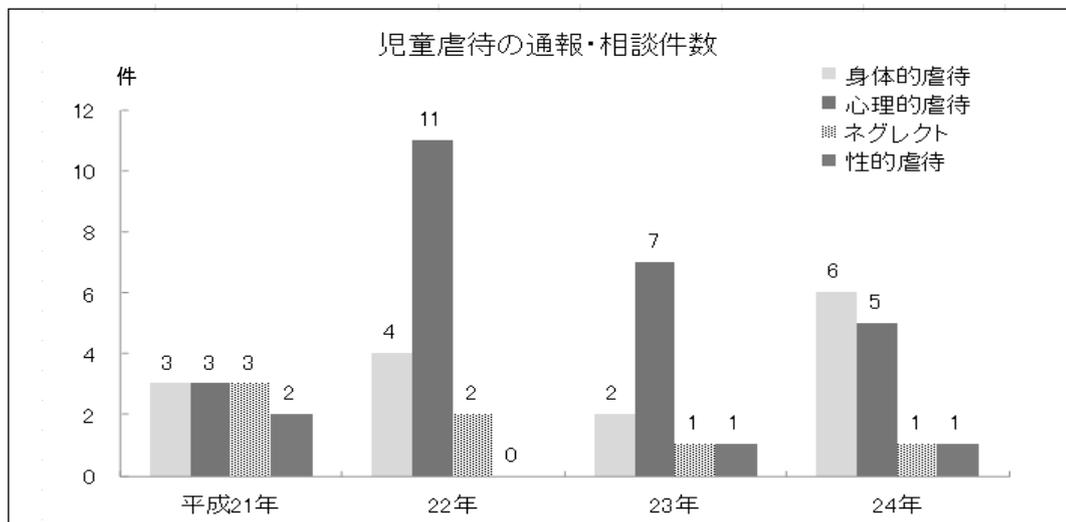


資料：高齢者いきいき課

③児童虐待の通報・相談件数

本町の児童虐待通報・相談件数の中で、身体的虐待は24年度に増加しましたが、心理的虐待は減少しています。他にネグレクト^{※28}や性的虐待はほぼ横ばい状態になっています。

図表-23



資料：子育て共生課



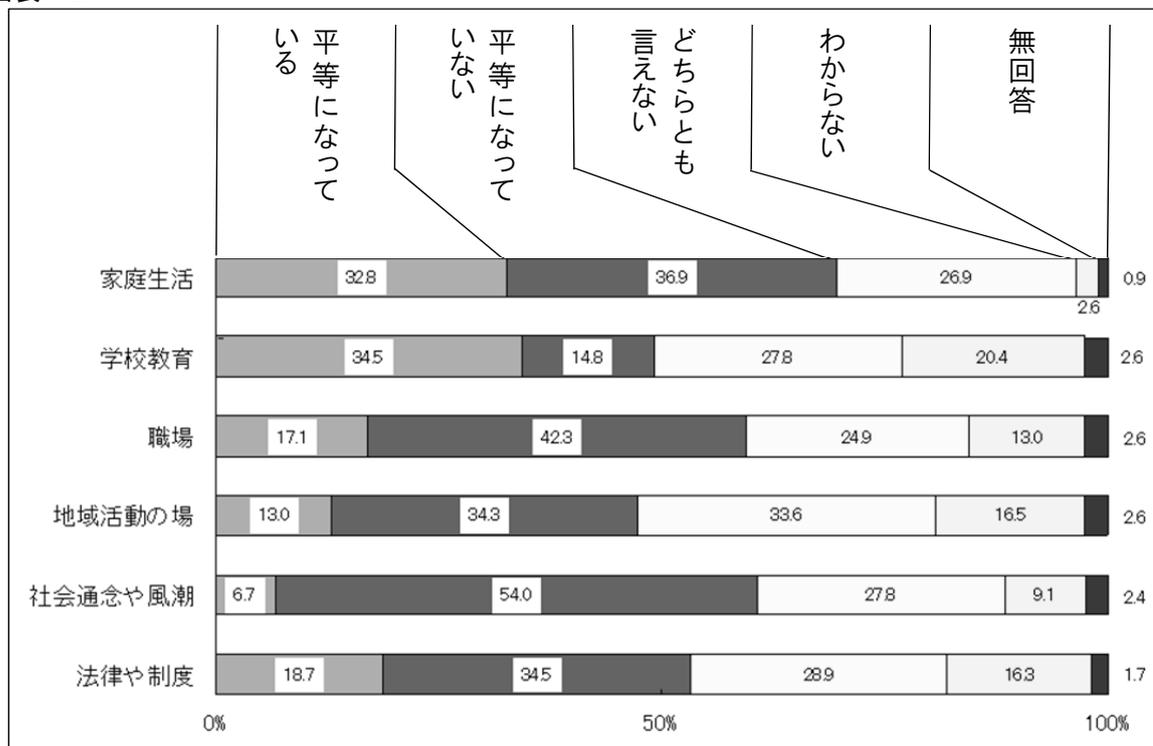
※28 **ネグレクト**：特に幼児や児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることを指す場合が多く、育児放棄ともいいます。

(6) 男女共同参画に関する意識調査結果

①男女の地位の平等感

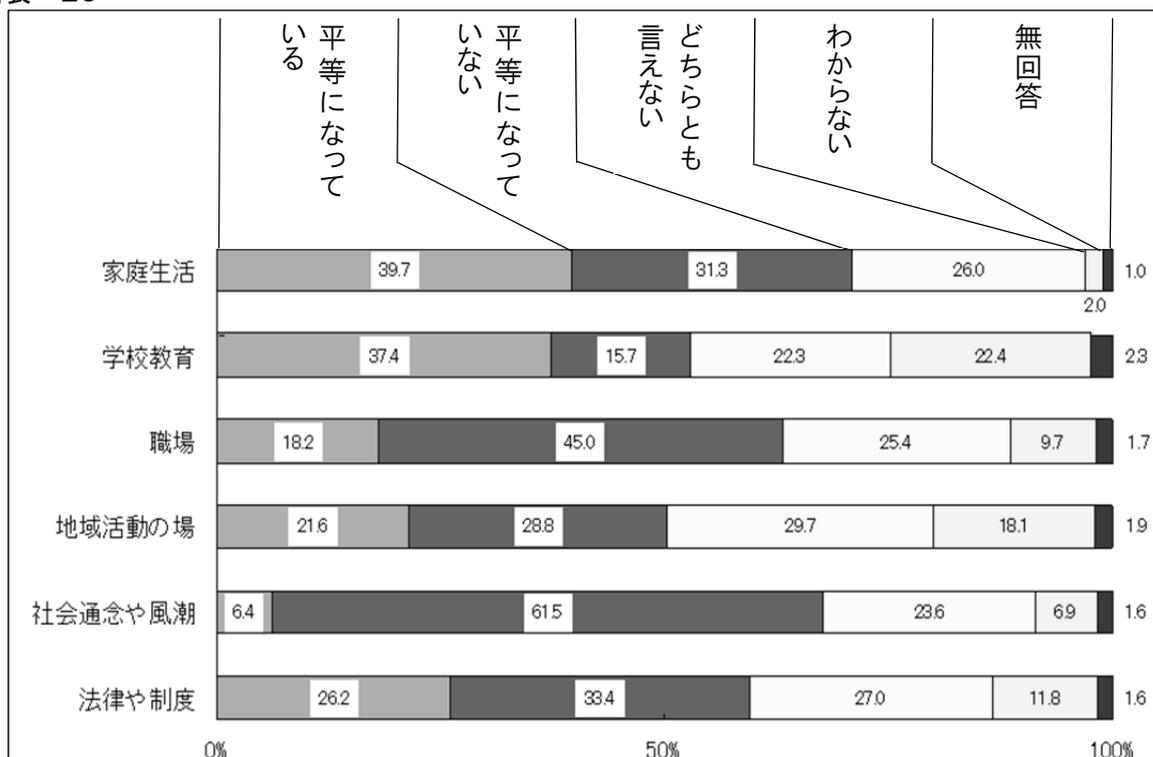
平成25年に実施した男女共同参画に関する意識調査の結果をもとに、8つの分野について男女の地位の平等感を聞いたところ、(図表-24は6項目抜粋)「家庭生活」「学校教育」では比較的平等感が高く、「社会通念や風潮」「法律や制度」では低く平等感は薄らんでいます。

図表-24



資料:上里町男女共同参画に関する意識調査(平成25年度)

図表-25

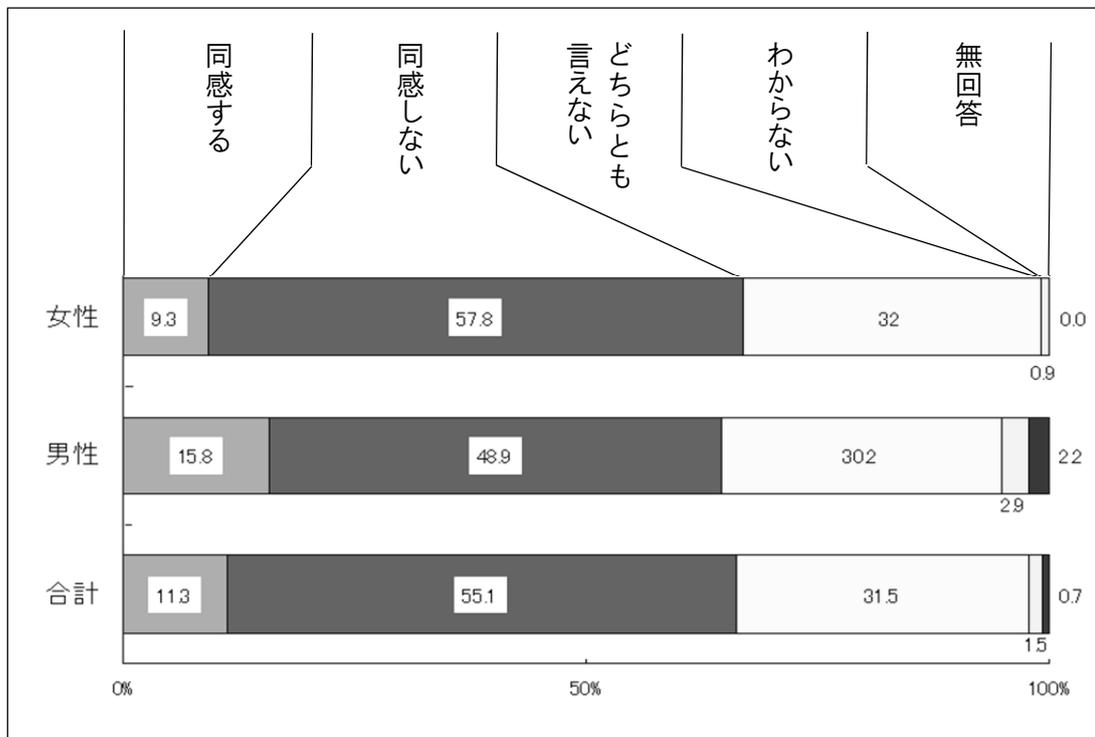


資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成24年度)

②性別役割分担意識

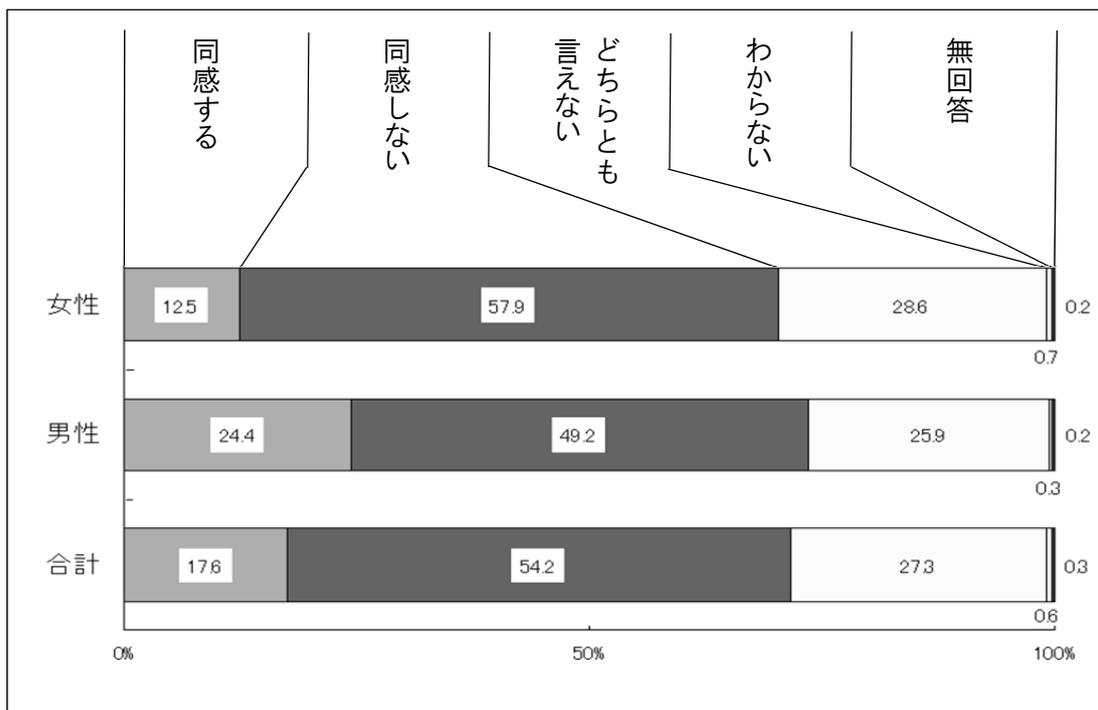
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識についてどう思うか聞いたところ、「同感しない」と答えた女性の割合は、埼玉県全体の 57.9%とほぼ同じになっています。「同感する」と答えた男性は、県全体よりも 8.6%下回っています。しかし、「どちらとも言えない」は男女ともに県全体よりも多くなっています。

図表－26



資料: 上里町男女共同参画に関する意識調査(平成25年度)

図表－27

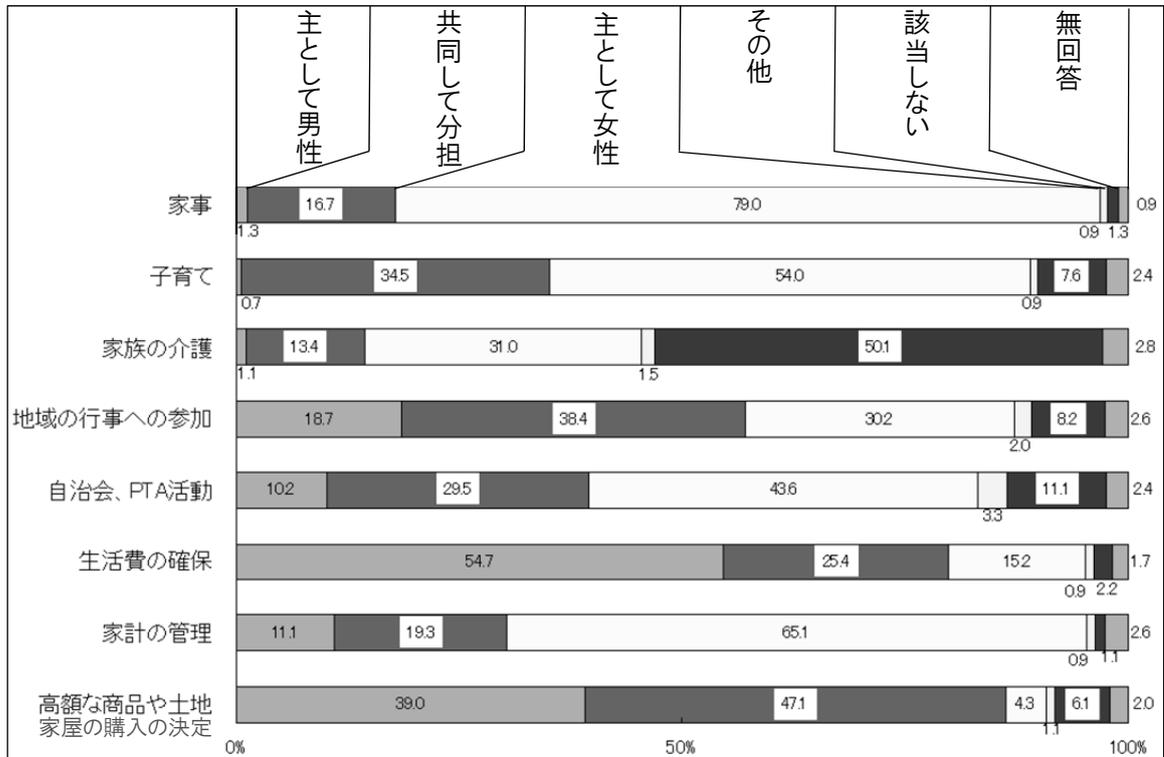


資料: 埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成24年度)

③家庭生活での役割分担

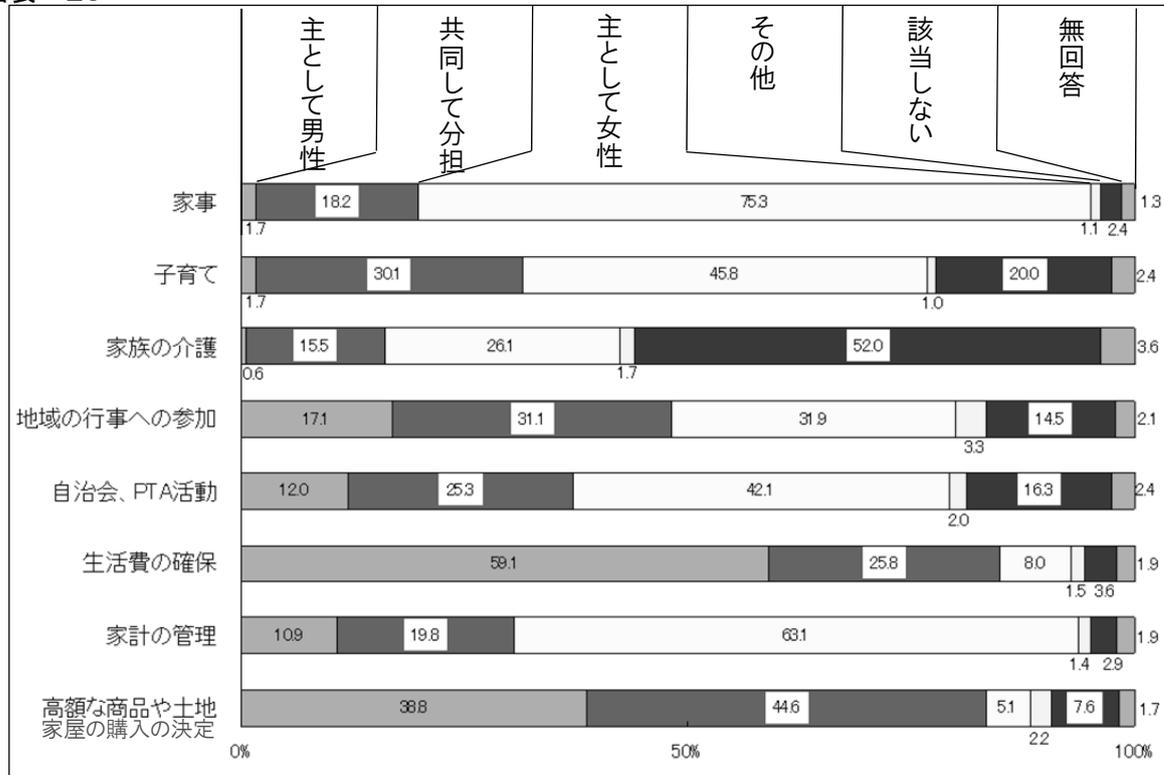
8つの分野について家庭における役割分担の状況を聞いたところ、「家事」「子育て」「介護」「自治会、PTA活動」「家計の管理」は【主として女性】が多く、「生活費の確保」では【主として男性】が多くなっていて、埼玉県と同じ結果になっています。

図表-28



資料：上里町男女共同参画に関する意識調査(平成25年度)

図表-29

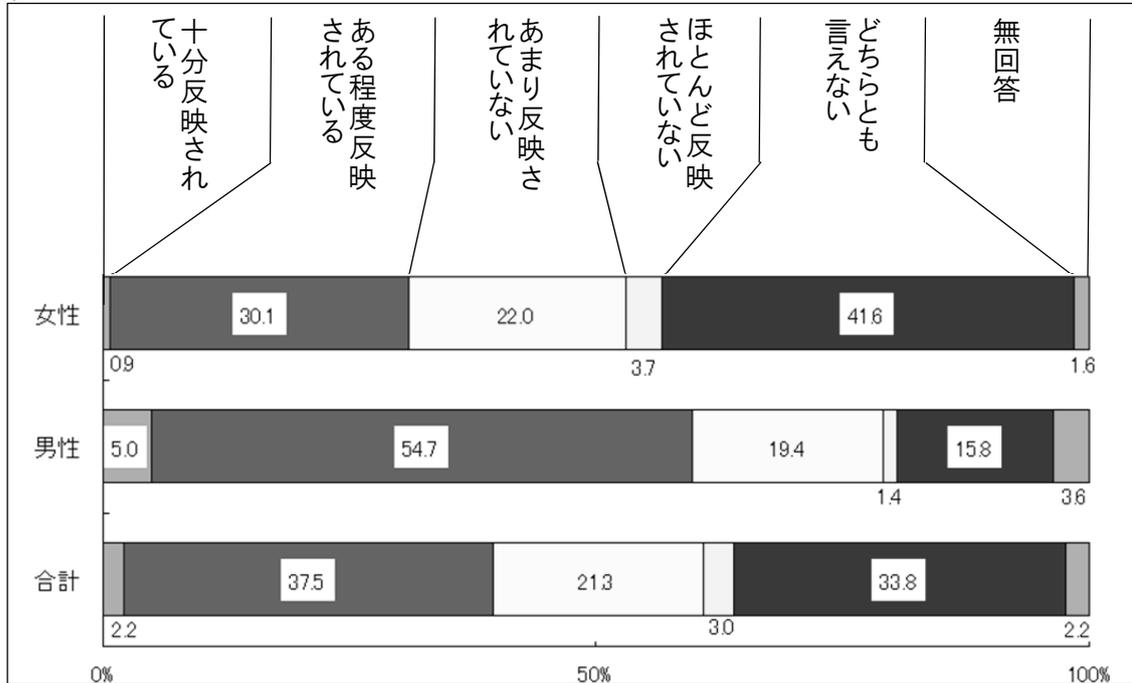


資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成24年度)

④地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度

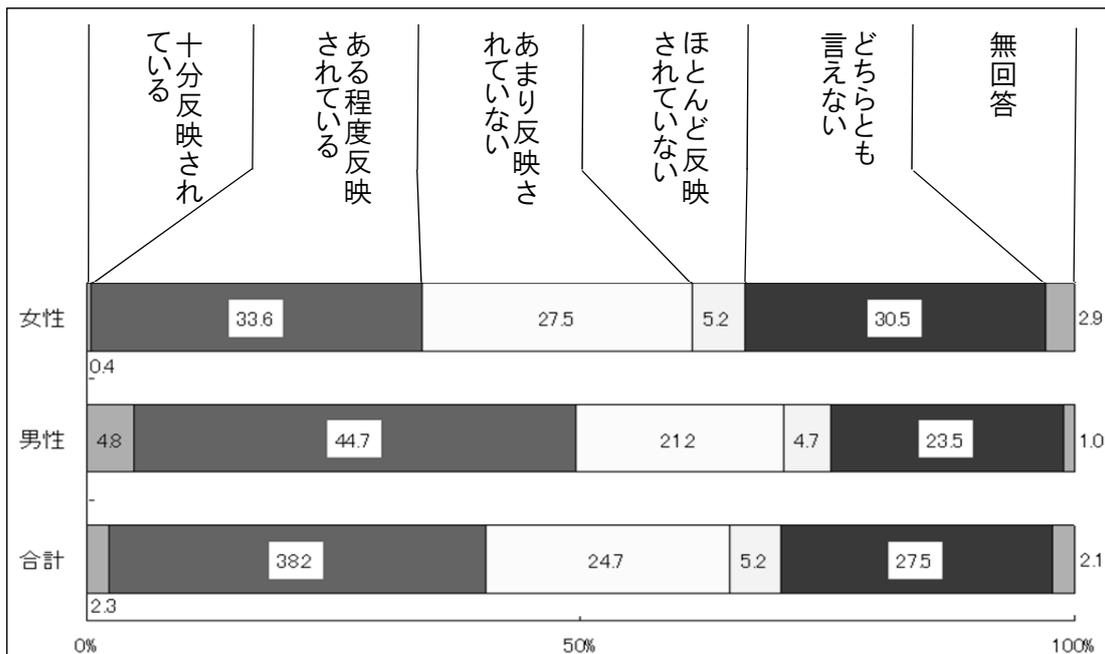
地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度を聞いたところ、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」の合計が埼玉県全体とともに多く、男性でみると埼玉県とともに女性を大きく上回っている。一方、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」の合計は、埼玉県とともに女性が男性を上回っている。

図表－30



資料：上里町男女共同参画に関する意識調査（平成25年度）

図表－31



資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（平成24年度）

2 課題の取りまとめ

(1) 男女の平等感と性別役割分担意識

町民意識調査を基に、各分野ごとに男女の「平等感」を見ると「家庭」「教育」では平等感が高く、「社会通念」では平等感が低くなっています。「社会通念」では 54.0%の人が「平等になっていない」と答えており、依然として習慣やしきたりに対する不平等感が残っています。

一方、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感する」と答えた人は 11.3%で埼玉県全体（17.6%）よりも低い結果となっています。「同感しない」と答えた人は 55.1%で埼玉県全体（54.2%）とほぼ同じ結果で最も多い割合となっています。「同感しない」が「同感する」を大きく上回っていますが、性別による固定的な役割分担に対する意識は依然として残っています。

このような性別による固定的な役割分担意識や習慣・しきたりなどの社会通念は個人の能力を発揮する機会や、自由に活躍できる機会を妨げている要因となっています。

一人ひとりが自分の可能性にチャレンジでき、その個性と能力を十分発揮できるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消と社会における制度や慣行の見直しが必要となっています。



(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

政策・方針決定過程へ男女が対等に参画し、双方の意見を施策に反映させることにより、均衡がとれ、安定した社会を形成することができます。

しかし、社会の様々な分野において、いまだに「男性が主、女性は従」といった社会通念が根強く残っており、こういった考え方が、政策・方針決定過程への女性の参画を阻む要因となっています。

町民意識調査では、地方自治体（県や市町村）などの施策について「女性の意見が反映されている」という人が、男性では「十分反映されている」「ある程度反映されている」を合わせると約60%ですが、女性では31%となっています。

本町は、審議会等において女性を積極的に登用するものとして、委員に占める女性の登用率を埼玉県目標値である40%をめざしてまいりましたが、平成25年4月1日時点で19.6%と県内市町村平均を下回っています。今後は平成30年度（2018年）までに埼玉県目標値40%（平成24年7月に県が策定した埼玉県男女共同参画基本計画の目標値）をめざし、各種審議会の女性委員の人数・比率を定期的に調査しつつ、計画的に取り組んでいく必要があります。また、引き続き女性委員のいない審議会等を解消していくことが望まれます。

男女が、ともに住みやすい社会を構築するには、あらゆる分野の意思決定に男女がともに参画し、ともに利益を享受し、ともに責任を担う必要があります。今後も引き続き審議会委員など町民参加の機会に女性の参画を促進します。

(3) 労働と生活

全国・県の雇用形態を見ると、男女ともに正規の職員・従業員の比率がますます低下し、女性はパート等の非正規雇用者の比率が50%を超えています。

本町の労働者の労働状態を見ると、女性は「非労働力」、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の順番に多い状況に変化はありません。

女性の年代別労働力率は、男性に比べて30歳代で落ち込んでいるM字カーブであり、埼玉県男女共同参画基本計画（平成24年作成）の重点的に取り組む事項として新たにM字カーブ問題の解消が掲げられています。

雇用の分野では、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正などにより、法律や制度の面では改善が進められてきましたが、現実には、男女の労働環境の不平等感は今なお残っており、今後はこれらを改善していくことが求められます。

(4) 全般(まとめ)

ここ数年の変化としては、東日本大震災により避難所における女性の視点が不足していたことがクローズアップされたことや、原子力発電所の停止により生産、雇用、消費などへの影響が長期にわたることが考えられ、経済や雇用環境の悪化に拍車をかけています。

本町のDV相談件数は減少傾向にありますが、児童虐待・高齢者虐待相談件数はほぼ横ばいとなっています。

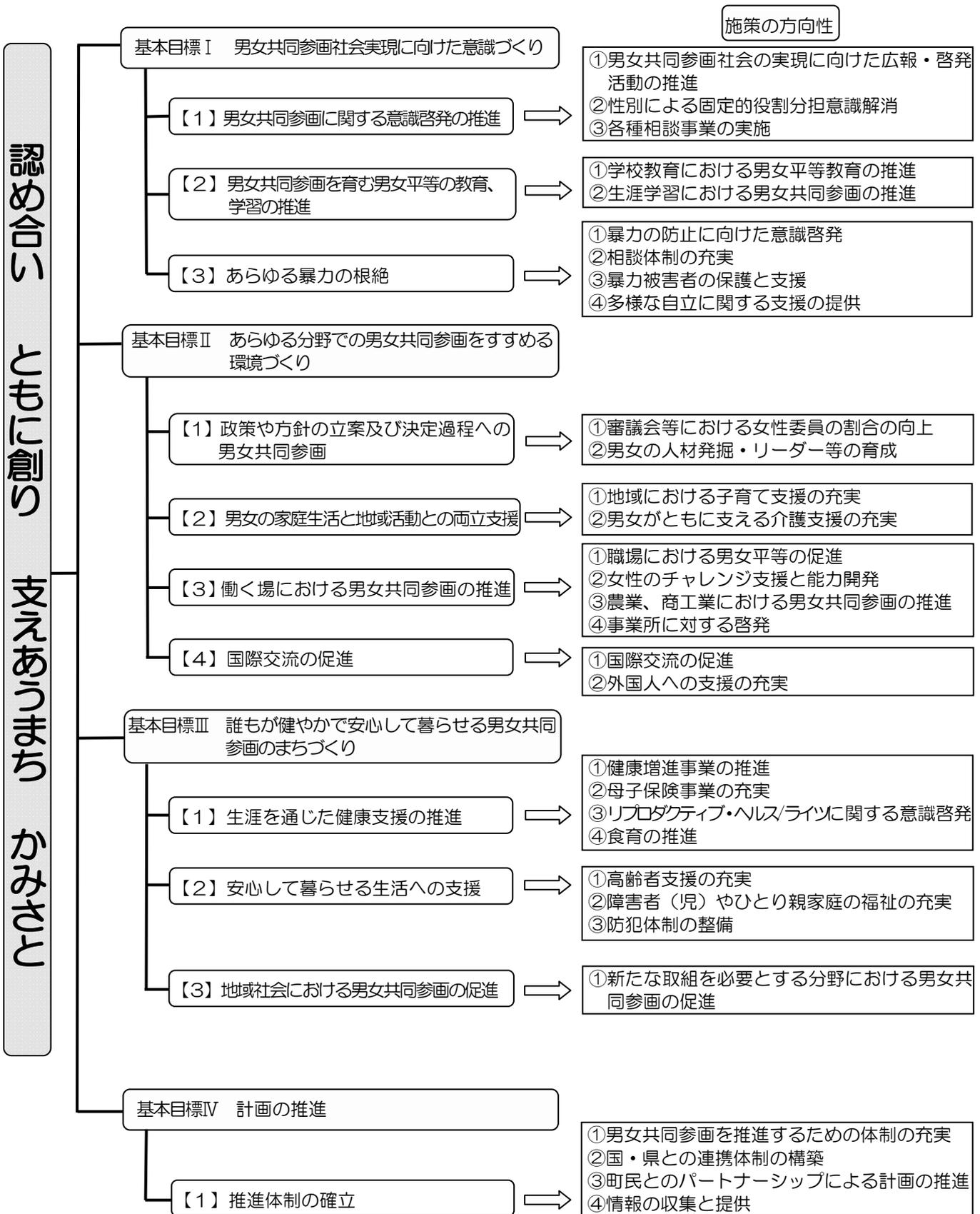
また、本町の外国人数は平成20年をピークに減少しており、総人口の減少と高齢化、少子化の進行により生産年齢人口の減少が懸念されます。

目まぐるしく変わる社会状況に対応していくには、男性も女性もこれまでの枠にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮できる社会の構築と、すべての人の人権が尊重され、ともに支えあい、いきいきと充実した生活を送ることができる社会の両立が必要であり、町民と行政が協働して男女共同参画社会の構築を推進することが大切です。



第3章 施策体系

1 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が等しく、一人ひとりが自らの生き方について決定権を持ち、誇りを感じることでできる社会です。

男女平等は憲法に保障された権利ですが、これまで我が国の社会に根強く残る「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や男女間の社会的・経済的な力の格差が、「男が上で女が下」といった性差別を生み出し、女性に対する人権の視点での配慮が欠ける状況となっています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）、セクシュアル・ハラスメント^{※29}、性犯罪、売買春やストーカー行為^{※30}などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

男女が個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不平等な扱いや性に起因する暴力を受けることのないよう、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて意識の啓発を図り、相談体制の充実に努めます。



※29 セクシュアル・ハラスメント：主として職場を中心として行われる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をする上での一定の不利益を与えること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返したりして相手に不快感を与えるなどの「環境型」などがある。

※30 ストーカー行為：特定の他者に対して執拗につきまとう行為をいう。

課題【1】男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、共に社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

施策の方向性

1. 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①人権尊重意識の浸透を図るためのセミナー、講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 個人の尊重、法の下での平等、男女共同参画が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。 全町民や町内各種団体を対象にした人権講演会を開催します。 	子育て共生課 生涯学習課
②啓発紙の発行	<ul style="list-style-type: none"> 啓発冊子「明るい町づくりをめざして」の発行により、人権意識の啓発を図ります。 情報紙「ウィズ・ユ―あなたとともに」の発行により男女共同参画意識の啓発を図ります。 	生涯学習課 子育て共生課
③人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。 	子育て共生課 生涯学習課

施策の方向性

2. 性別による固定的役割分担意識解消

具体的な施策	実施内容	担当課
①性別による固定的役割分担意識の解消を目指す啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動を充実します。 	子育て共生課

施策の方向性

3. 各種相談事業の実施

具体的な施策	実施内容	担当課
①相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための総合相談（悩みごと相談・法律相談）、行政相談生活相談等各種相談事業の実施を図ります。 	子育て共生課 関係各課
②相談窓口のPR	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための総合相談（悩みごと相談・法律相談）、行政相談、生活相談等各種相談の実施を広く周知し、相談しやすい環境を整えます。 	子育て共生課 関係各課

課題【2】男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重しあい、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

施策の方向性

1. 学校教育における男女平等教育の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女平等教育の推進	・男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育指導室
②教職員の研修の充実	・年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育指導室
③保護者・PTA・子ども会育成会への啓発の充実	・学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。 ・学校を拠点とした生涯学習事業である、単位PTA・子ども会育成会合同開催の「子どもの人権研修会」の中で男女共同参画を含む人権啓発を行います。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	・各学校における係り活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育指導室

施策の方向性

2. 生涯学習における男女共同参画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	・男女平等社会の確立に向け、意識と能力を高め社会に参画する力を付ける講座や、男女共同参画意識を高める講座を開催します。	子育て共生課
②学習情報の提供	・「公民館だより」「広報紙」に講座情報を掲載し、各公民館内にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
③男性向け講座の開催	・男性が家事に関わるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	子育て共生課 健康保険課

課題【3】あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的役割分担意識や社会的・経済的な力の格差や、暴力を容認する社会風潮などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での大きな課題となっています。

暴力は身近で重大な人権侵害であるという認識を高め、対処していくために、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若い世代への啓発事業を展開し、将来のDV被害者や加害者とならないよう早期予防に取り組み、安心して相談できる環境の整備、また関係機関との連携体制を整備し、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図ります。

施策の方向性

1. 暴力の防止に向けた意識啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①暴力の防止に向けた啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・DV防止講座の開催など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。・デートDV防止に向けての意識啓発を推進します。	子育て共生課
②啓発紙の発行等による啓発	<ul style="list-style-type: none">・女性に対する暴力を防止するため、情報紙・広報紙などの配布、関連図書及び啓発ビデオの貸し出しにより啓発活動の充実を強化します。	子育て共生課

施策の方向性

2. 相談体制の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・DV等の相談に対応できるよう庁内の体制を整え、相談事業を実施します。	子育て共生課 関係各課
②相談窓口のPR	<ul style="list-style-type: none">・DV等の相談に応じるため、広報紙や町ホームページの他、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。	子育て共生課 関係各課

施策の方向性

3. 暴力被害者の保護と支援

具体的な施策	実施内容	担当課
①保護支援体制の充実	・「庁内連絡会議」等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の充実を図ります。	子育て共生課 関係各課
②関係機関との連携	・被害者の保護と支援のため警察、婦人相談センター等DV支援に関する機関との連携を推進します。	子育て共生課 関係各課

施策の方向性

4. 多様な自立に関する支援の提供

具体的な施策	実施内容	担当課
①自立に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた様々な支援を行います。 ・面接相談・電話相談・専門相談の充実を図ります。 ・被害者に関する個人情報の保護に努めます。 ・子どもに対する支援の充実を図ります。 	子育て共生課 学校教育指導室

基本目標Ⅱ

あらゆる分野での男女共同参画をすすめる環境づくり

女性の社会進出は進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

男女が、同じ社会の構成員として、ともに利益を得ながら責任を担うには、女性が、更に様々な分野の政策や方針等の立案及び決定の過程に積極的に関わることが重要です。

町が率先して審議会等への女性委員の割合を高めるなど取組を進めることにより、町民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所等あらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大していくことを目指します。

課題【1】政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画

女性の意見が町政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、町の政策決定にかかわる女性管理職は少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材育成を図ります。

施策の方向性

1. 審議会等における女性委員の割合の向上

具体的な施策	実施内容	担当課
①審議会等における女性委員の割合の向上	・各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	子育て共生課
②公募制度の推進	・各種委員会、審議会などの開催にあたっては、特に、女性や若者、各種グループの代表、公募による住民などの参画を促進し、幅広い層の意見の反映を図ります。	関係各課
③女性管理職の登用	・町職員の女性管理職を積極的に登用します。	総務課

施策の方向性

2. 男女の人材発掘・リーダー等の育成

具体的な施策	実施内容	担当課
①女性団体、女性リーダーの育成	・町内にある各種女性団体の積極的な育成に努めるとともに女性リーダーの養成と資質の向上に努めます。	子育て共生課 関係各課
②男性リーダーの育成	・各種研修会や男女共同参画を推進する男性リーダーを養成するために積極的に講座の開催や情報提供等を行い男性リーダーの育成に努めます。	子育て共生課 関係各課

課題【2】男女の家庭生活と地域活動との両立支援

育児や介護、家事等の家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っていることが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促し、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境を整えることが重要です。

また、子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行なうために保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

施策の方向性

1. 地域における子育て支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①乳幼児健診・家庭訪問の充実	・核家族化や地域の間人関係が希薄になる中、出産・育児の不安の緩和を図るため、各健診や家庭訪問にて母子等の健康や子育てを支援します。	健康保険課
②妊婦健康診査の実施	・妊婦の健康の保持・増進を図り、安心して出産できるよう健康診査を実施します。	健康保険課
③ファミリーサポート事業の充実	・子育て中の保護者の負担を軽減するため、町民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て共生課
④多様な保育ニーズへの対応	・保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育及び一時保育、低年齢児保育、障害児保育など多様な保育サービスを提供します。	子育て共生課
⑤保育施設の充実	・多様な保育サービスを提供するため、保育施設・設備・人員の充実に努めます。	子育て共生課
⑥子育て交流つどいの広場の促進	・子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども開催します。	子育て共生課
⑦子育てに関する相談体制の推進	・安心して子育てができるよう、健診や相談事業などで絶え間ない支援を行い、育児に関する情報提供を行います。	健康保険課
⑧放課後児童の健全育成	・地域の子どもの健全育成をめざし、放課後、勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、安全で安心な遊び場として保護者が迎えに来るまでの間過ごす施設として、児童館を拠点施設として子育てを支援します。 ・町内2校の小学校で上里町放課後子ども教室（のびっ子教室）を実施し、子どもたちに生活や遊び、地域との交流の場を提供して子育てを支援します。	子育て共生課 生涯学習課

⑨「親の学習」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子を持つ親を対象にした「親が親として育ち親になるための学習」と青少年を対象にした「親になるための学習」を推進し、次世代育成と地域づくりを支援します。 	生涯学習課
⑩男性の家庭参画への支援	<ul style="list-style-type: none"> 男性が家事や育児に携われ、家庭生活の円滑な支援を促すよう身近な講座を開催し、積極的に参加を呼びかけます。 	子育て共生課
⑪地域子育て支援拠点事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。 	子育て共生課

施策の方向性

2. 男女がともに支える介護支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①介護に関する相談窓口のPR	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険関連の各種通知書の封筒のほか、広報やホームページ、フェイスブックなどの各種媒体を活用し窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ周知に努めます。 	高齢者いきいき課
②介護予防の取組	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が地域で自立して健康に暮らしていけるよう、住民主体の介護予防活動の育成や支援、介護予防に資する活動を行うボランティア養成講座を開催します。 高齢になっても地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民主体で参加しやすく地域に根差した健康教室などの介護予防活動を推進していきます。また、元気な時から切れ目のない介護予防とするため、見守りや生活支援などの担い手として生きがいと役割づくりによるボランティア活動を支援し、地域で自助、互助、共助のまちづくりを推進していきます。 	高齢者いきいき課
③介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等の介護保険施設で開催する介護者教室（介護方法や介護者の健康づくり）を支援し、男性介護者の参加を呼びかけます。また、認知症家族への支援の場として「認知症家族のつどい」をグループホーム等と協力して開催します。介護者がストレスを発散する場として継続して開催できるよう支援していきます。 	高齢者いきいき課
④介護保険制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。 	高齢者いきいき課

課題【3】働く場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{※31}の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和の推進に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

更に、農業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

施策の方向性

1. 職場における男女平等の促進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女雇用機会均等法の周知	・雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	産業振興課
②女性がいきいきと能力を発揮できる就業支援	・女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	産業振興課
③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	・女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を促進します。	産業振興課

施策の方向性

2. 女性のチャレンジ支援と能力開発

具体的な施策	実施内容	担当課
①女性の職業能力開発講座等の充実	・県や関係機関と連携を図り職業能力のスキルアップをめざし労働情報の提供や就労に必要な知識、技能の習得等各種講座の充実に努めます。	産業振興課 子育て共生課
②再就職支援のための情報提供	・子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を推進します。	産業振興課 子育て共生課

※31 パワー・ハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせのことをいう。会社などで職種などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指す。

3. 農業、商工業における男女共同参画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①家族経営協定の締結促進	・家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行なう家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
②農業従事者への支援	・農業従事者の高齢化や後継者不足を解消し、男女が積極的に農業の担い手として参画するきっかけづくりとして、独自就農者の出会いの場づくりに努めます。	産業振興課

4. 事業所に対する啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	・職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境づくりを旨として事業主と就業者に啓発を行います。	産業振興課
②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	・仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう労働時間の短縮やフレックスタイム制 ^{※32} 等の導入を推進します。	産業振興課
③育児休業 ^{※33} 介護休業 ^{※34} 取得の促進	・仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めます。	産業振興課

※32 フレックスタイム制：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つをいう。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的。

※33 育児休業：子を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度。この制度は、性別にかかわらず利用できる。

※34 介護休業：介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休業をとることを保障する制度。この制度は性別にかかわらず利用できる。

課題【4】国際交流の促進

多様な価値観や文化にふれることにより、国際感覚を養い、国際理解の推進に努めます。
また、外国人が地域社会で安心して暮らせるよう、生活情報や日本語学習の機会を提供します。

施策の方向性

1. 国際交流の促進

具体的な施策	実施内容	担当課
①異文化体験、理解等の促進	・国際交流を図るため、一泊二日のホームステイの受け入れをし異文化体験や理解の促進に努めます。	総合政策課

施策の方向性

2. 外国人への支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①外国語による生活情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国人へ外国語による生活情報を提供します。 ・保健センターでは、予防接種の説明書や予診票、母子手帳を外国語版で対応しています。乳幼児健診の通知について可能な限りで対応しています。 	関係各課 健康保険課
②日本語学級	・日本語の指導を必要とする町内公立小学校に就学する児童に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	学校教育指導室



基本目標Ⅲ

誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

個々の体力に応じた健康を保持し、快適な社会生活を送ることは、多くの人が望むところです。また、女性の健康は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるような意識の啓発を図る必要があります。

男女が互いの身体の特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる意識づくりを進め、女性の自己決定権が尊重されるよう「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及に努めます。

課題【1】生涯を通じた健康支援の推進

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

施策の方向性

1. 健康増進事業の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①健康診査の充実	・男女特有の疾患に対するがん検診の充実を推進し、また生涯を通じて健康に過ごせるよう特定健診や骨粗鬆症検診などを実施し、疾病の早期発見に努めます。	健康保険課
②健康相談の充実	・性別や世代ごとに生じる健康課題に対し、不安や心配に思うことをいつでも相談できる体制を充実させます。	健康保険課
③健康に関する啓発の実施	・男女がお互いの身体の特性を理解し、健康管理への自覚を高められるよう正しい知識の普及と啓発に努めます。	健康保険課
④精神的サポートへの取組	・不安やストレスが少しでも軽減され、必要な場合は早期に医療に繋げるなど保健師等による相談や支援を行います。	町民福祉課 健康保険課

施策の方向性

2. 母子保健事業の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①母子保健サービスの充実	・安心して出産・育児が行なえるよう、妊婦健診の実施、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、各種相談事業を充実させ、母子の健康づくりや育児不安の解消に努めます。 ・子宮頸がんを予防するワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）が定期接種化され、対象者に周知すると共に適切な接種勧奨を実施していきます。	健康保険課

施策の方向性

3. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※35}に関する意識啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠や出産について自己決定できるよう広報紙や啓発パンフレット等により、啓発に努めます。 女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の考え方の普及に努めます。また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報提供を行います。 	健康保険課
②母性保護に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 町民に対して母性保護の情報を提供し、母性に対する理解と協力が得られるようPRに努めます。 	健康保険課
③小・中学校における健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性教育）の充実に努めます。 	学校教育指導室

施策の方向性

4. 食育の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①学校給食・保育園給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> 行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 	学校教育課 子育て共生課
②料理講習会を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 親子料理教室による料理講座を通し、食育の推進を図ります。 	健康保険課
③正しい食の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 食と健康との関係について理解を促すため広報紙や啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。 	健康保険課
④地元農産物の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 食育の一環として、地産地消の推進により、地元産農産物の利用促進を図ります。 学校給食、保育園給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取組を進めます。 	産業振興課 学校教育課 子育て共生課
⑤親子料理教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> 親子で食生活に対する関心と正しい知識を学ぶため、放課後子ども教室において、親子料理教室を開催します。 	生涯学習課 健康保険課

※35 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利をいう。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方。

課題【2】安心して暮らせる生活への支援

高齢者がいきがいをもって生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行ないます。

また、障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援を行います。誰もが、安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため防犯体制の整備を進めます。

施策の方向性

1. 高齢者支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①老人クラブへの支援	・単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野でいきがいを持って生活できるよう支援を行います。	高齢者いきいき課
②高齢者への各種支援	・高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスの紹介、提供をしていきます。	高齢者いきいき課
③高齢者への就労支援	・高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、安定した生活ができるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	高齢者いきいき課
④高齢者の学習の場の提供	・せせらぎ大学を開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

施策の方向性

2. 障害者(児)やひとり親家庭の福祉の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①障害者相談事業の実施	・身体、知的、精神障害者(児)の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。 ・発達障害など発達の遅れに関する相談を受け、早期対応に努めます。	町民福祉課 健康保険課
②障害者の就労支援	・ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	町民福祉課
③障害者に対する各種支援の実施	・障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	町民福祉課
④ひとり親家庭に対する各種支援の実施	・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成などの様々な支援を実施します。	子育て共生課

施策の方向性

3. 防犯体制の整備

具体的な施策	実施内容	担当課
①非行防止夜間パトロールの実施	・町民会議、青少年問題協議会、青少年育成推進員、学校、警察などの協力で、年間3回のパトロールを実施します。	子育て共生課
②防犯活動ボランティアの育成	・防犯ボランティア連絡協議会を組織し、研修会・講習会を開催します。	総務課
③地域での防犯体制の推進	・防犯灯の設置費・電気料を負担することにより防犯体制を整備します。	まち整備環境課
④各種団体への支援	・防犯ボランティア団体(行政区等)に対して啓発品・防犯パトロール用品等の購入助成を行います。	総務課
⑤防犯カメラの設置	・防犯カメラを計画的に設置し、犯罪予防に努めます。	総務課

課題【3】地域社会における男女共同参画の促進

国の男女共同参画基本計画（第3次）では、新たな取組を必要とする分野の男女共同参画の促進が追加されました。

とりわけ、地域における防災の分野においては、女性の視点やニーズを活かした取組が必要不可欠なことから、より一層、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。

また、地域づくりを推進する活動や地域の文化・観光に男女がともに参画して新たな視点で見直すことにより、環境に配慮したまちづくりを進め、地域全体の活性化を図ります。

施策の方向性

1. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の促進

具体的な施策	実施内容	担当課
①環境分野における男女共同参画の推進	・地球環境に配慮した生活に取組むことの必要性を理解し、地域環境の保全を男女が社会活動に繋げるように促進します。	まち整備環境課
②男女共同参画の視点に立った地域防災の促進	・防災の分野に女性の視点やニーズを活かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。	総務課 子育て共生課
③まちづくり分野における男女共同参画の推進	・まちづくりの分野において男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。	総務課 産業振興課 子育て共生課
④観光分野における男女共同参画の推進	・観光の分野において男女共同参画を促進し、地域や地域経済の活性化を図ります。	産業振興課 子育て共生課

課題 【1】 推進体制の確立

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、町民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、町民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、企業等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現のため有効な施策を展開することにより、幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、町民と協働して事業を実施します。

更に、関係機関と連携して課題に取り組み、国、県と連携を図ります。

施策の方向性

1. 男女共同参画を推進するための体制の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①町民参加の計画の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の視点から計画の進捗状況の確認を行います。 ・上里町男女共同参画推進審議会を開催します。 ・上里町男女共同参画推進センター運営委員会を開催します。 	子育て共生課
②職員に対する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に男女共同参画意識を定着させるよう、研修等を通じた意識啓発を行います。 	子育て共生課 総務課
③男女共同参画推進センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「上里町男女共同参画推進センター（ウィズ・ユース上里）」の機能の充実を図ります。 	子育て共生課
④施策の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次上里町総合振興計画後期基本計画」との整合性を図り、総合的な視点から各種施策の進行管理を行う。計画の推進状況を客観的に評価するため、定期的に調査を行います。 	子育て共生課

施策の方向性

2. 国・県との連携体制の構築

具体的な施策	実施内容	担当課
①国、県、他市町村との情報交換、連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府や埼玉県男女共同参画推進センター、また他市町村との連携を強化し、国や県の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、町民に周知するとともに、国・県の施策を町に反映させることや、また、国・県への要望もしていきます。 	子育て共生課

施策の方向性

3. 町民とのパートナーシップによる計画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①町民との協働による男女共同参画の講演、セミナー等の実施	・男女共同参画の理解と認識を深め、町民の主体的な取組を促すため、町民と協働して講座やセミナー等を開催します。	子育て共生課
②各種関係団体との連携	・各種関係団体等と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	子育て共生課

施策の方向性

4. 情報の収集と提供

具体的な施策	実施内容	担当課
①広報やホームページ等による定期的な情報提供	・毎月1日発行の「広報かみさと」やホームページ等を通じて全町民向けに、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信します。	総務課 総合政策課
②広聴機会の拡大	・町長への手紙、Info メール等を活用し、町民の意見を聴く手段を拡大させます。	総務課



参考資料

【1】法令等

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- 4 埼玉県男女共同参画推進条例
- 5 上里町男女がともに輝く町づくり条例

【2】男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

【3】名簿

【1】法令等

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
改正 平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、も

って男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的

に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第十条第

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで 略
十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年 法律第31号)

最終改正:平成25年7月3日 法律第72号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が

行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章

において同じ。) が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する

裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立て

をする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、

抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

- 第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分

中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年

以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年 法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられ

た後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年 法律第113号）〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年 法律第72号）〔抄〕

（施行期間）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成19年12月18日策定）

最終改正：平成22年6月29日

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、
・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」*の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

*「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性の向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

4 埼玉県男女共同参画推進条例

（平成12年 埼玉県条例第12号）

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受

することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、

調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- (2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- (4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあたっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメン

トの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

- (6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第 10 条 埼玉県男女共同参画審議会(第 12 条第 3 項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第 11 条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第 12 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第 13 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第 1 項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第 1 項の機関は、第 2 項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

5 上里町男女がともに輝く町づくり

条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第16条）

第3章 具体的施策（第17条—第21条）

第4章 上里町男女共同参画推進審議会（第22条—第27条）

第5章 雑則（第28条）

附則

基本的人権の享有及び個人の尊重は、日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国連が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯し取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等の取組が積極的に展開され、国内及び埼玉県並びに上里町においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には、いまだに多くの課題が残されている。

一方、現在の社会経済情勢を見ると急激な少子・高齢化の進展をはじめ、高度情報化、国際化などの多様な変化が進んでいる。

特に、上里町においては、農村地域から急激な都市化の波により、核家族化が進み、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性においては農村地域である為に性別による固定的な役割分担意識が残っていることや首都圏への通勤圏にはあるものの、通勤時間が比較的長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分な状況にない。

こうした現状を踏まえ、上里町においては、県内町村の先駆けとなる男女共同参画推進の拠点として女性センターを設置し、また、男女共同参画都市宣言をするなど、積極的な取組を進めている。男女共同参画の社会づくりは、今後の町づくりに欠くことのできない重要な課題として、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、お互いの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現が必要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、決意を新たに、男女共同参画社会の推進について基本的な考えを明らかにし、「平等・自立・平和」を目指して男女がともに輝く明るい町づくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで明るい活力のある上里町の地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者又は町内に在勤在学する全ての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において公的機関、民間を問わず、営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的言動によって相手方に不快感若しくは、不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行を解消し、家庭、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女が個人としてその能力を発揮

できる機会が確保されるよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活等社会における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、性別、年齢及び身体上の障害の有無、国籍等に関わりなく、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会と密接な関係を有していることにかんがみ男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。
- 8 男女共同参画の推進は、これまで私的領域の問題とされてきた配偶者等からのあらゆる暴力的行為を根絶することを旨として行われなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 町は、男女共同参画の推進に当たり、国、県及び他の地方公共団体と連携して施策の推進を図るとともに、町民並びに事業者と協働して取組まなければならない。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに町が行う、男女共同参画社会の推進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、町が行う男女共同参画の推進に関する

施策に協力するよう努めるとともに、男女が職業生活及び家庭生活その他の生活を両立して行うことができる多様な就業形態に配慮して就業形態の改善に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。
- 2 何人も、子どもの教育に当たっては基本理念に配慮し、家庭、学校及び地域において、男女が積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長し、かつ連想させる表現や過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、基本計画を策定するに当たり、町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、上里町男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 町長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ基本計画の見直しを図るものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究等)

第11条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定等について必要な調査研究を行うものとする。

(啓発及び人材の育成)

第12条 町は、町民及び事業者と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、町民及び事業者と共に、男女共同参画の推進に関する啓発に努めるものとする。

3 町は、男女共同参画推進に関する町民及び事業者の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(年次報告)

第13条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表することができる。

(学校教育及び生涯学習における措置)

第14条 町は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講じるものとする。

(町民及び事業者への支援)

第15条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供等その他必要な措置を講じることができる。

(家庭生活と職業生活との両立への支援)

第16条 町は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるよう、子育て支援、家族介護等の必要な支援及び情報の提供等に努めるものとする。

第3章 具体的施策

(積極的格差是正措置)

第17条 町は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、町民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めるものとする。

2 町は、男女共同参画の推進のため、町の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

3 町長その他執行機関は、付属機関を組織する委員その他の構成委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講じるとともに、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 町は、男女共同参画社会の実現の推進に関する施策等を、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

2 上里町女性センターは、男女共同参画社会を実現するため、啓発・推進・相談・支援・情報発信の拠点とする。

(ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済等)

第19条 町は、国、県及び他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者(次項及び第3項において「被害者」という。)の救済の促進を図るものとする。

2 町は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。

3 町は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、町民及び事業者に対し、必要な支援に努めるものとする。

(性別による権利侵害の防止)

第20条 前条に定めるもののほか、町は、国、県及び他の市町村、関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

(相談及び苦情の申出への対応)

第21条 町長は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、町民及び事業者から相談及び苦情の申出があった場合には、他の関係機関等と連携をとり、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の申出に対応するため、上里町男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第4章 上里町男女共同参画推進審議会

(上里町男女共同参画推進審議会の設置)

第22条 町は、男女共同参画の推進のため必要な事項を審議するため、上里町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、第10条第3項同条第6項において準用する場合を含む。)及び第11条に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策等に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画社会の推進に関する施策等に関する実施状況について、必要に応じ、調査し、及び町長に意見を述べることができる。

(委員)

第24条 審議会の委員は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

(1) 男女共同参画社会の推進に関する活動を行っている者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 識見を有する者

(4) 公募による町民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

第5章 雑 則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、同年10月1日から施行する。(上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)

2 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年上里町条例第25号)の一部を次のように改正する。

(別表省略)

【2】 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き	
1975年 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年（1972年国連総会で宣言） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 			
国連婦人の十年	1976年 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> 「民法」一部改正（離婚後の姓の選択自由） 労働省第1回日本婦人問題会議開催 		
	1977年 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> 国内行動計画策定 国立婦人教育会館が嵐山町に開館 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉婦人問題会議発足 	
	1979年 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 			
	1980年 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 女子差別撤廃条約の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法」一部改正（配偶者の法定相続分1/3を1/2に引き上げ）（昭和56年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 	
	1981年 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> ILO第67回総会「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（第156号）」「同勧告（165号）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 		
	1984年 (昭59)		<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」「戸籍法」改正（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（昭和60年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定 	
	1985年 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布（昭和61年施行） 労働基準法一部改正 		

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
1986年 (昭61)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	
1987年 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		
1989年 (平元)		<ul style="list-style-type: none"> ・「学習指導要領」改訂（中学、高校における家庭科の男女共修等） 		
1990年 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO第77回総会「夜業に関する条約（第171号）」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定 ・埼玉県県民活動総合センター開館（伊奈町） 	
1991年 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布（平成4年施行） 		
1992年 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ・初の婦人問題担当大臣設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県男女平等モデル市町村推進事業の指定を受ける（平成6年度まで）
1993年 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議：「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」公布・施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「上里町男女平等意識調査」実施 ・第1回生涯学習女性政策推進講演会開催 ・「考えよう男女平等」リーフレット発行 ・上里町女性会議設置（女性行動計画策定のための審議会）

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
1994年 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO 第81回総会「パートタイム労働に関する条約(175号条約)」採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置 		
1995年 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界社会開発サミット:「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ・第4回世界女性会議(北京):「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ・ILO 第156号条約批准(家庭的責任を有する労働者条約) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「上里町女性行動計画」策定(平成7年～平成16年度) ・上里町女性会議解散
1996年 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・上里町女性会議発足(全員公募)
1997年 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「労働基準法」一部改正(女子保護規定の廃止等:平成11年施行) ・「男女雇用機会均等法」一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行) ・「介護保険法」の公布 ・育児・介護休業法改正(育児・介護を行う一定範囲の男女労働者の深夜業の制限を創設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県女性センター(仮称)基本構想策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター(仮称)誘致活動」上里町女性会議が中心となり県へ陳情
1998年 (平10)			<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県女性センター(仮称)基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・上里町立女性センター建設に向けて建設委員会を設置
1999年 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により女性青少年課を設置 ・7月1日上里町女性センターオープン ・女性センター支援グループを設置(公募)

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2000年 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 苦情処理機関の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 女性センター支援グループによる企画講座開催(以後毎年開催)
2001年 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 「育児・介護休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等) 		<ul style="list-style-type: none"> 女性センター愛称「ウィズ・ユー上里」に決定 女性センター総合相談室開設 町制施行30周年記念式典にて男女共同参画都市を宣言 機構改革により女性青少年課を女性こども課と改称
2002年 (平14)			<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 「埼玉県男女共同参画推進センター(WithYouさいたま)」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画情報誌「ウィズ・ユーあなたとともに」発行 女性センターに宣言記念の三角塔を設置
2003年 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法」成立 		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画宣言都市奨励事業による記念式典 上里町男女がともに輝く町づくり条例制定 上里町女性団体連絡協議会設立
2004年 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> 女性チャレンジ支援事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する標語募集 女性センター開設5周年記念講演会開催 女性行動計画施策に関する調査 女性行動計画の期間を2年間延長(平成19年3月まで)

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2005年 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「改正育児・介護休業法」施行 		
2006年 (平18)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成19年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革により人権共生課に男女共同参画係設置
2007年 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする 	
2008年 (平20)			<ul style="list-style-type: none"> 女性キャリアセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次上里町女性行動計画策定庁内検討委員会設置
2009年 (平21)		<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃委員会の総括所見公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「かみさと男女共同参画推進プラン」策定(～平成25年度まで)
2010年 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人地位委員会「北京+15」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定 		
2011年 (平23)				<ul style="list-style-type: none"> 「かみさと男女共同参画推進プラン」一部見直し

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2012年 (平24)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正(平成25年施行) ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター(WithYouさいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 	
2013年 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立(平成26年施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により子育て共生課に人権・男女共同参画係設置
2014年 (平26)				<ul style="list-style-type: none"> ・第2次かみさと男女共同参画推進プラン(平成26~30年度)策定

【3】 名 簿

上里町男女共同参画推進審議会委員名簿

(平成26年7月23日～平成28年7月22日)

(敬称略)

会 長 高橋 三子

副会長 前村 俊雄

(以下五十音順・敬称略)

委 員 安藤 寛和

委 員 植原 育雄

委 員 澁澤 祐次

委 員 杉山 悦子

委 員 鈴木 稔

委 員 高橋 則子

委 員 高橋 裕子

委 員 野中 明彦

委 員 山口 源治

第2次かみさと男女共同参画推進プラン

平成26(2014)年度～平成30(2018)年度

発行：上里町

編集：上里町 子育て共生課 人権・男女共同参画係

〒360-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地

上里町男女共同参画推進センター
(ウィズ・ユー上里)

TEL：0495-35-1357 FAX：0495-34-2523

<http://www.town.kamisato.saitama.jp>



認め合い ともに創り 支えあうまち

第2次かみさと男女共同参画推進プラン